

平成 22 年 11 月 19 日

報道関係各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号
日本貸金業協会
会長 飯島巖
問い合わせ先 企画調査部 調査課
電話番号 03-5739-3013
FAX番号 03-5739-3027

「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」報告

～ 完全施行への対応の結果、貸付先の選別や貸付額抑制が進み、
貸金業者の資金供給は大幅に縮小している ～

日本貸金業協会では、貸金業界の現状を把握するため、貸金業登録業者(当協会協会員及び未入会の貸金業者)の協力を得て、今般、「経営実態等に関するアンケート調査(調査期間:2010 年 8 月 30 日から 2010 年 9 月 27 日)」を実施いたしました。

本アンケート調査の結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

【主な調査結果】

■ 資金供給体制の状況について

1. 完全施行(*1)への対応の結果、貸付先の選別や貸付額抑制が進み、貸金業者の資金供給が大幅に縮小している [資料編 P2-P4]

- 貸付残高は、2008 年 9 月から 2010 年 6 月で 16.2 兆円から 12.2 兆円となり、約 4 兆円減少($\triangle 25\%$)した。このうち、約 3 兆円は、消費者向無担保貸付による減少であった(11.8 兆円から 8.7 兆円へ減少、 $\triangle 26\%$)。
- 同期間における消費者向無担保貸付の 1 件当たりの貸付単価は、19.1 万円から 15.2 万円へと約 4 万円低下($\triangle 20\%$)した。

(*1) 2006 年 12 月 13 日、「上限金利の引き下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年 12 月 20 日に公布され、2010 年 6 月 18 日に「出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000 万円)等の改正貸金業法第 4 条施行(完全施行)」が行われた。

2. 今後も、与信の厳格化や利息返還請求の増加・高止まりを背景に、貸金業者の資金供給が縮小する見通し [資料編 P5-P7]

- 貸付残高の今後の見通しとして、消費者向無担保貸付では 72% の貸金業者が減少すると回答、このうち貸付残高 5,000 億円を超える大手貸金業者(以下「大手貸金業者」と言う)では 91% が減少

を見通している。

- 消費者向無担保貸付のカードローン・キャッシングを扱っている貸金業者の 57%が、今後、残高が減少すると見通している。
- 消費者向無担保貸付の貸付残高減少見通しの根拠として、「与信の厳格化」が最も高く(75%)、「利息返還請求の増加・高止まり(43%)」が続いている。(複数回答)

3. 完全施行前後の与信見直しや、完全施行後の与信姿勢の厳格化により、資金供給先の選別が続いている [資料編 P8-P10]

- 新規借入申込に対する初期審査姿勢の調査(消費者向無担保貸付)では、貸金業者の 53%が直近 1 年間で厳しくした。さらに、56%が完全施行後も厳しくしている。その理由として、「上限金利の引下げや総量規制の導入等によって収益が悪化したため(71%)」が最も高くなっている。(複数回答)
- 消費者金融業態による消費者向無担保貸付の「新規成約件数」は、11.8 万件(2008年9月)から4.2 万件(2010年6月)へと減少した。
- 今後の初期審査姿勢についても、消費者向無担保貸付を行う貸金業者の 41%が「厳しくする」、3% が「貸付停止を予定」と回答している。

4. 貸付先の選別により、新たな貸付や追加貸付の抑制が進んでいる [資料編 P11-P15]

- 大手貸金業者の消費者向貸付における資金需要者の職業別貸付状況をみると、総貸付残高に対する「専業主婦(主夫)」が占める貸付残高構成比は 4%である一方、月間の総貸付金額(新たな貸付と追加貸付の総額)に対する「専業主婦(主夫)」が占める貸付金額構成比では 2%となっている。
- 同様に、事業者金融業態の事業者向貸付における会社形態別貸付状況をみると、総貸付残高に対する「個人事業主」が占める貸付残高構成比は 12%である一方、月間の総貸付金額に対する「個人事業主」が占める貸付金額構成比では 4%となっている。
- 「配偶者と合算した年収の 3 分の 1 以下の貸付」において、貸金業者の 48%が、完全施行直前で配偶者の同意書等の必要書類(*2)を取得していない先に対し、「貸付を停止した」と回答している。

(*2) 配偶者貸付の場合、以下の 3 つの書類が必要となる。

①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

5. 貸金業者の 39%が、借入残高を段階的に減らしていく借換えの取組みを行っており、46%が個人事業主の事業所得の年収算入への取組みを行っている [資料編 P16]

- 貸金業者の 39%が「総量規制に該当している資金需要者の借入残高を段階的に減らしていくための借換え(*3)」について「既に取組中」「今後、取組予定」と回答した。
- 貸金業者の 46%が「個人事業主の安定的な事業所得を総量規制の年収として算入する取組み(*4)」について「既に取組中」「今後、取組予定」と回答した。

(*3)「借り手の目線に立った 10 の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、日々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換えを総量規制の例外としている。

(*4)「借り手の目線に立った 10 の方策」により、個人事業者の「事業所得(総収入金額から必要経費を控除した額)」のうち、「安定的な年収」として認められるものについては、総量規制の基準となる「年収」に加えることが可能となった。

■ 貸金業者の経営状況について

6. 経常的事業コストが利息収入を上回り、資金調達を含め経営環境は依然として厳しい

〔資料編 P17-P20〕

- 完全施行対応による直近 1 年間の事業への影響について、貸金業者(協会員)の 69%が「過剰貸付の禁止(総量規制の導入)」、59%が「利息制限法の上限利率を超える契約の禁止」を「影響があった」と回答し、事業への影響の主な内容として、財務的な影響(74%)や新規顧客の獲得への影響(57%)を挙げている。(複数回答)
- 直近 3 期における収支項目の営業貸付金残高に対する比率は、営業貸付金利息が 15.0%から 12.3%へと低下する一方、営業費用総額(利息返還費用を含む)の比率は 17.8%から 21.2%へと上昇した。また、利息返還費用を除いた営業費用の比率は、15.2%から 17.1%へと上昇し、2007 年度以降、営業貸付金利息の比率を上回っている。
- 資金調達状況の調査では、貸金業者の 25%が、直近 1 年間の金融機関からの借入可能金額を「減少」と回答している。また、今後の金融機関からの借入れについては、30%が借入可能金額の減少、34%が金融機関の貸出姿勢が厳しくなると見通している。

7. 利息返還請求は、依然として高止まり 〔資料編 P21-P22〕

- 2007 年度以降、利息返還請求に伴う元本毀損額と実際のキャッシュアウトである利息返還金の合計額は、2007 年度が約 0.8 兆円、2008 年度が約 1.0 兆円、2009 年度が約 1.1 兆円と年を追って増加し、この間、利息返還引当金残高は約 2.0 兆円から約 1.6 兆円に減少した。
- 利息返還請求の影響は、過去 3 カ年において、元本毀損額と利息返還金の合計で約 3.0 兆円となっており、2009 年度の期末利息返還引当金残高約 1.6 兆円を加えると約 4.6 兆円の規模に達している。
- 利息返還請求者の請求時点の債務者区分調査では、「延滞先」が最多の 42%を占めているものの、「完済・残高なしの先」も 28%と昨年度調査(24%)を上回った。今後、貸金業者の 50%が、「完済・残高なしの先」からの請求が増加すると予想している。

8. 大手貸金業者の約半数が、今後の店舗数や従業員の削減を予定している 〔資料編 P23-P24〕

- 2008 年度末から直近月末までの店舗数を調査したところ、有人店舗は、3,455 店(2008 年度末)から 2,550 店(直近月)へと 26.2%減少し、無人店舗は、8,102 店から 6,872 店へと 15.2%減少した(店舗全体では、18.5%の減少)。

- 店舗数の今後の見通しとして、大手貸金業者の 44%が「有人店舗」を、60%が「無人店舗」を、「減少／撤退」と回答している。
- 2008 年度末から直近月末までの従業員の見直し状況を調査したところ、正従業員数は、70,746 人（2008 年度末）から 65,938 人（直近月）へと 6.8% 減少し、臨時従業員数は、28,348 人から 24,551 人へと 13.4% 減少している。

9. 登録業者数は今後も減少の見込み〔資料編 P25-P28〕

- 事業継続の可能性に関する意向について調査したところ、74%が「これまでどおり事業を継続する」と回答した。一方、17%が「事業継続についてわからない」、9%が「事業継続するものの、新たな貸付を停止する」と回答した。（複数回答）
- 事業継続が困難および新規貸付を停止した理由では、「上限金利引下げによる収益悪化（66%）」、「総量規制の導入（56%）」、「貸付先の信用力が低下しているから（37%）」、「利息返還請求の負担が重いから（35%）」、「資金調達環境が悪化しているから（26%）」が上位を占めている。（複数回答）
- 廃業を予定している貸金業者の 47%が、1 年以内（2011 年 6 月まで）に廃業を予定し、また、既存債権への対応について、約半数が「廃業後に既存債権の回収のみを続ける」と回答している。

■ 資金需要者等への相談・助言の対応について

10. 資金需要者への相談・助言については、貸金業者の 68%が既に実施しており、さらに拡大する動きが見られる〔資料編 P29-P31〕

- 「店舗における対面での相談・助言」については、貸金業者（協会員）の 68%が「既に実施している」、11%が「実施を予定している」と回答している。
- 相談・助言の実施内容のうち「契約・条件変更に関する相談」については、大手貸金業者では 100%、貸金業者全体では 78%が「既に実施している」と回答している。

以 上

調査概要

1. 調査方法

(1) 調査対象	2,359 社 2010年8月5日時点の協会員(1,710者)及び2010年8月1日時点において情報収集した登録業者のうち、昨年度の調査票回答業者(=非協会員/649者)
(2) 調査票回収数	1,036 社
(3) 調査方法	郵送調査法及び電子メールによる調査
(4) 調査期間	2010年8月30日から9月27日
(5) 調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
(6) 調査機関	株式会社 日立ブレーン

2. 有効回答者(調査票回収数)の標本構成

区分	発送数(*1)	有効回答数	有効回答率(*1)	残高カバーレッジ(*2)
協会員／ 非協会員	協会員	1,710	820	48.0%
	非協会員	649	216	33.3%
法人／個人	法人事業主	1,824	877	48.1%
	個人事業主	535	159	29.7%
3 業態	消費者金融業態	387		
	事業者金融業態	403		
	クレジット・信販他	218		
	不明	28		
貸付残高	5 億円以下	512		
	5 億円超～100 億円以下	341		
	100 億円超～500 億円以下	57		
	500 億円超～5,000 億円以下	43		
	5,000 億円超	14		
	不明	69		
合計		2,359	1,036	43.9%

(*1) 非協会員の3業態及び貸付残高は、回答者のみ判定したため、3業態及び貸付残高の発送数・回答率は未算出。

(*2) 残高カバーレッジは、協会員のみ、回答者の貸付残高を全協会員の貸付残高で除した値を算出。

3. 非協会員(216社)の構成

区分		発送数	有効回答数	貸付残高(億円)(*3)	残高構成比(*4)
法人／個人	法人事業主	577	196	44,732	99.8%
	個人事業主	72	20	99	0.2%
3業態	消費者金融業態		32	398	0.9%
	事業者金融業態		151	43,191	96.3%
	クレジット・信販他		5	1,209	2.7%
	不明		28	33	0.1%
貸付残高	5億円以下		77	82	0.2%
	5億円超～100億円以下		41	1,383	3.1%
	100億円超～500億円以下		11	2,113	4.7%
	500億円超～5,000億円以下		16	19,125	42.7%
	5,000億円超		2	22,128	49.4%
	不明		69	N/A	0.0%
合計		649	216	44,831	100.0%

(*3) 回答内容を基に算出した各者データの合計。

(*4) 有効回答者 216 社の貸付残高に対する構成比。

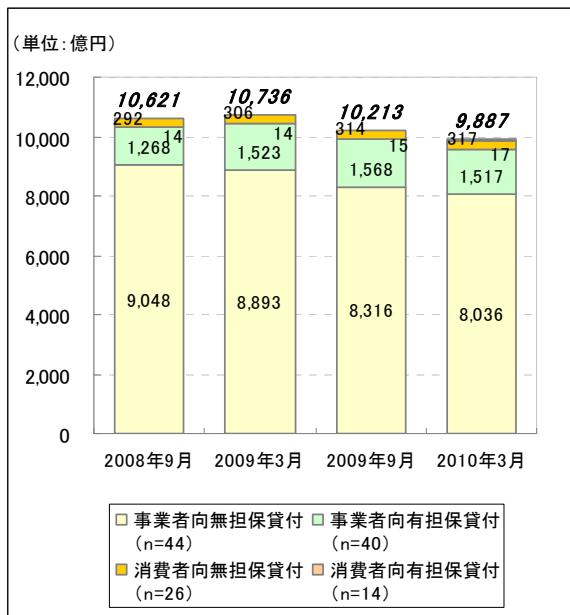
<参考>非協会員の特性について

標本構成中の非協会員による貸付は、概ね事業者向け貸付で(【参考図 1】参照)、貸出金利帯は 5%未満の金利であり(【参考図 2】参照)、無担保貸付の単価が高額であることから、一般事業会社の金融子会社等によるグループ内貸付等が残高構成比の多くを占めていることが推測される。

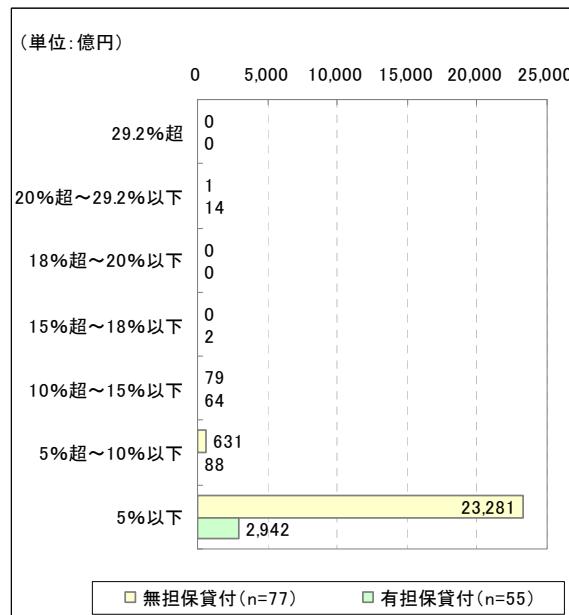
一方、回答者数では貸付残高規模 5 億円以下の小規模貸金業が半数以上を占めており、その合計残高等より極めて小規模、零細貸金業者の回答も含まれている(上記構成表参照)。

本文中の各種分析結果は上記特性を認識の上、読まれたい。

【参考図 1 (非協会員) 貸付種別貸付残高の推移】



【参考図 2 (非協会員) 事業者向け貸付における金利帯別貸付残高】



「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」報告

＜資料編＞

平成22年11月19日

日本貸金業協会

調査結果

I. 資金供給体制の状況について

1. 完全施行(*1)対応による貸金業者の資金供給への影響

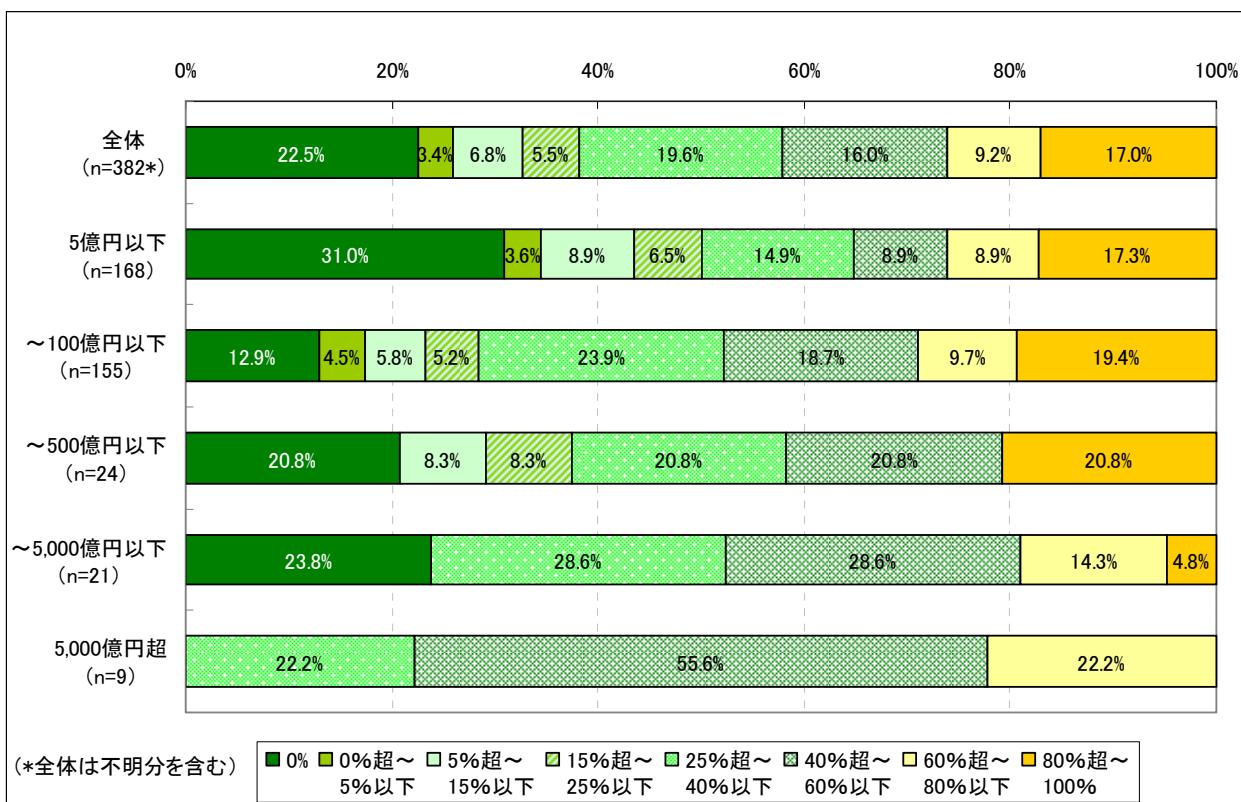
(1) 既存貸付先における総量規制該当者

消費者向無担保貸付において、総量規制に該当している既存貸付先の割合を調査したところ、0%（総量規制該当者なし）と回答した貸金業者の割合は22.5%となり、残りの77.5%（77.49%）の貸金業者は、総量規制に該当している貸付先があると回答している。

また、貸付残高5,000億円超の大手貸金業者（以下「大手貸金業者」と言う）では、総量規制に該当している貸付先の割合「60%超～80%以下」が2社（22.2%）、「40%超～60%以下」が5社（55.6%）となっている。

(*1) 2006年12月13日、「上限金利の引き下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され、2010年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法第4条施行（完全施行）が行われた。

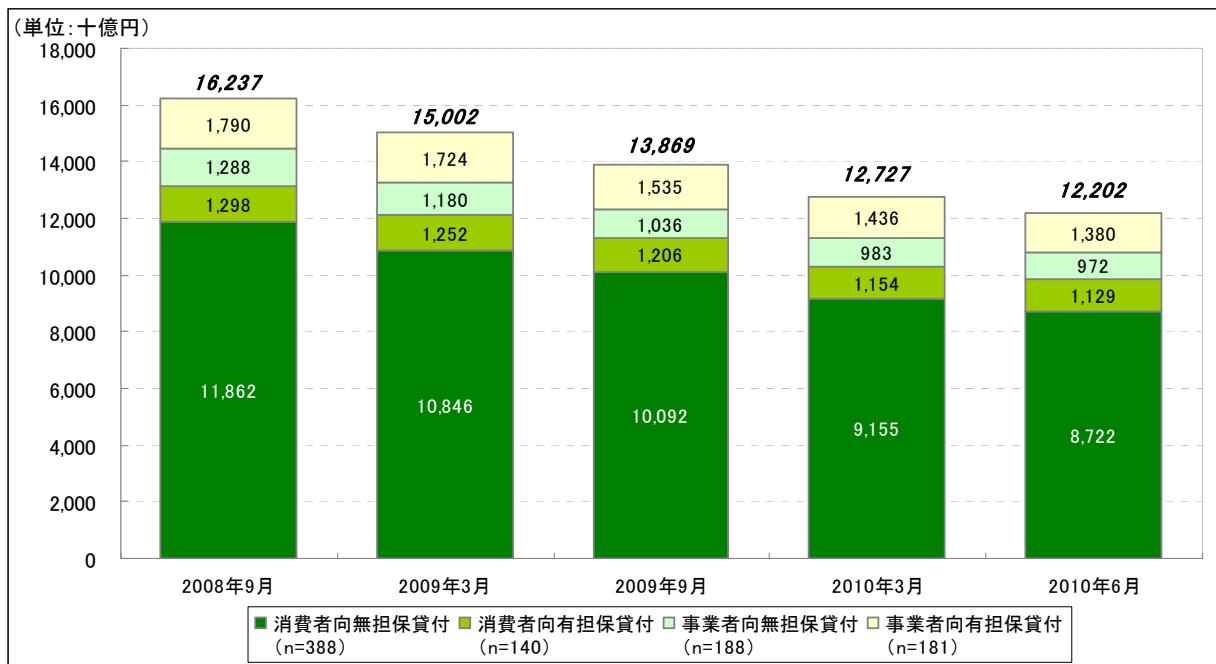
【図1 総量規制に該当している既存貸付先の割合一消費者向無担保貸付】



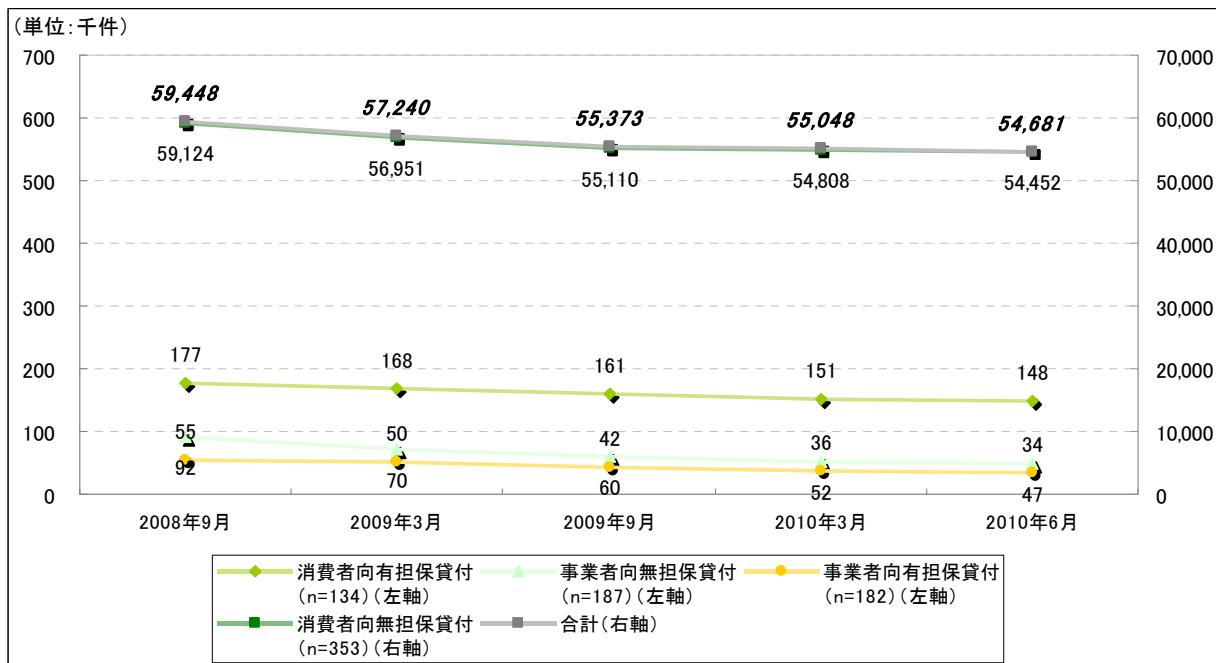
(2) 貸付残高・貸付件数の推移

2008年9月から2010年6月までの「貸付残高」と「貸付件数」を調査した結果、貸付残高は、合計で16.2兆円(2008年9月)から12.2兆円(2010年6月)へと4兆円減少($\triangle 24.7\%$)し、なかでも、貸付残高シェアの高い消費者向無担保貸付が11.8兆円から8.7兆円へと3.1兆円減少($\triangle 26.3\%$)している。

【図 2 貸付残高の推移】



【図 3 貸付件数の推移】



(3) 一件あたりの貸付単価推移

貸付残高と貸付件数の実績から1件当たり貸付残高を算出すると、消費者向無担保貸付(協会員)の場合、19.1万円(2008年9月)から15.2万円(2010年6月)へと3.9万円低下(△20.4%)している。

(協会員調査)一件あたりの貸付単価の推移

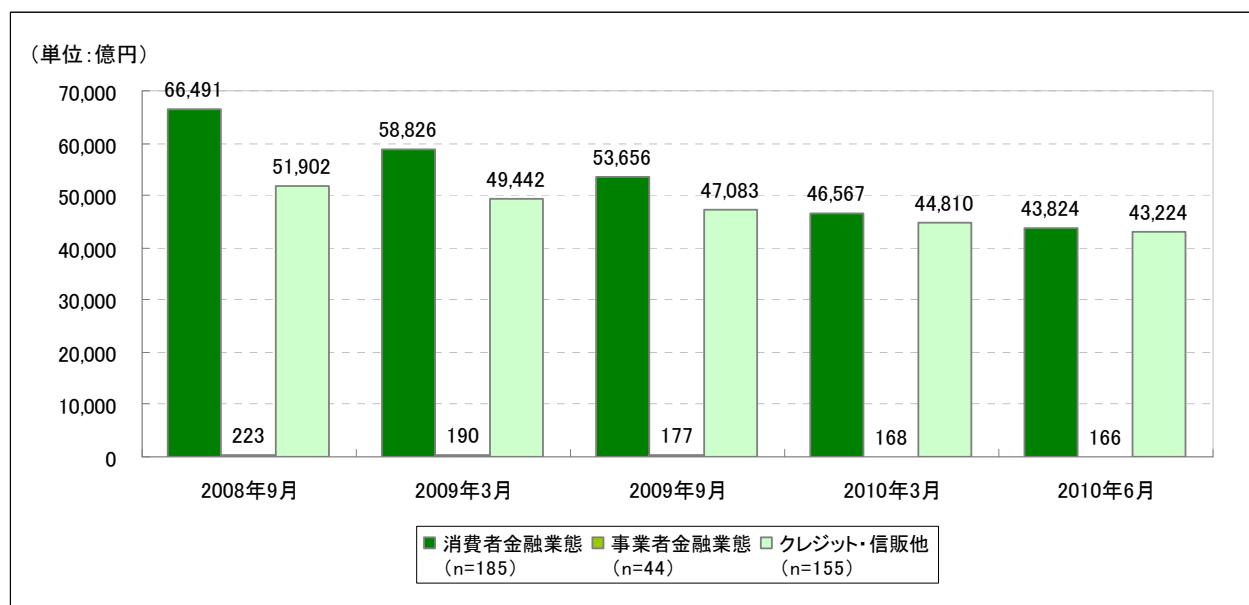
金額単位:万円

年月	消費者向 無担保貸付 (n=310)	消費者向 有担保貸付 (n=104)	事業者向 無担保貸付 (n=106)	事業者向 有担保貸付 (n=111)
2008年9月	19.1	619.2	424.4	2,935.7
2009年3月	18.1	626.4	179.1	3,055.9
2009年9月	17.3	632.9	131.8	3,188.5
2010年3月	15.9	642.1	124.8	3,453.6
2010年6月	15.2	644.2	126.3	3,639.4
増減率	-20.4%	4.0%	-70.2%	24.0%

(4) 業態別貸付残高推移

消費者向無担保貸付の業態別推移のうち、貸付残高シェアの高い消費者金融業態では、貸付残高が6.6兆円(2008年9月)から4.3兆円(2010年6月)へと34.8%減少している。

【図4 貸付残高の推移－業態別－消費者向無担保貸付】

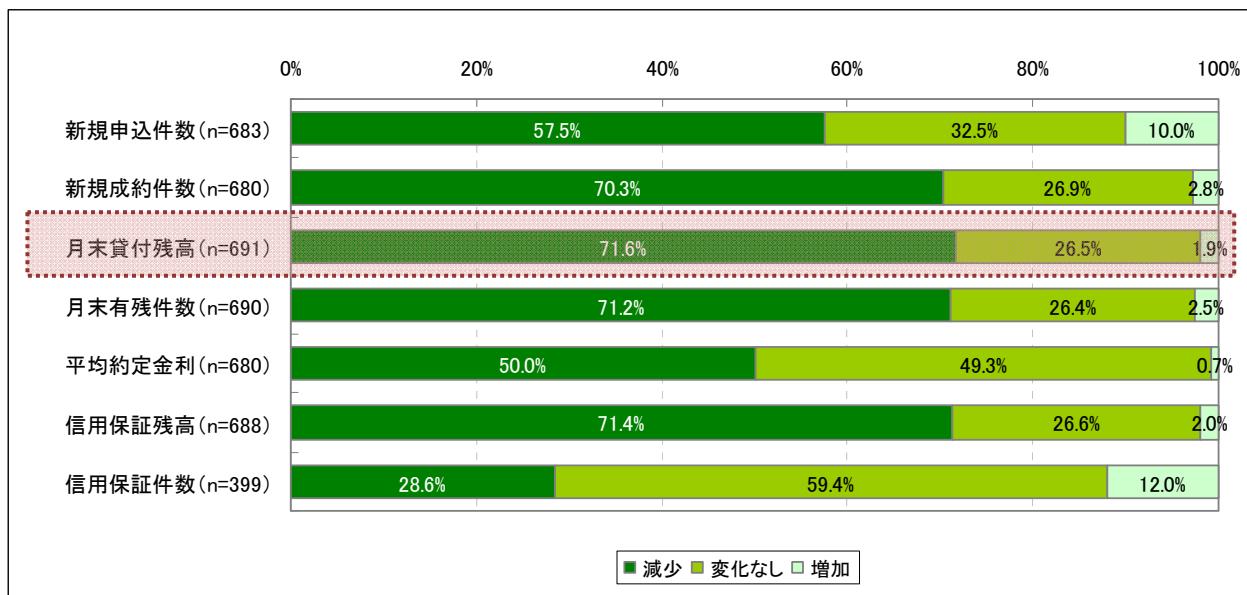


2. 今後の貸金業者による資金供給の見通し

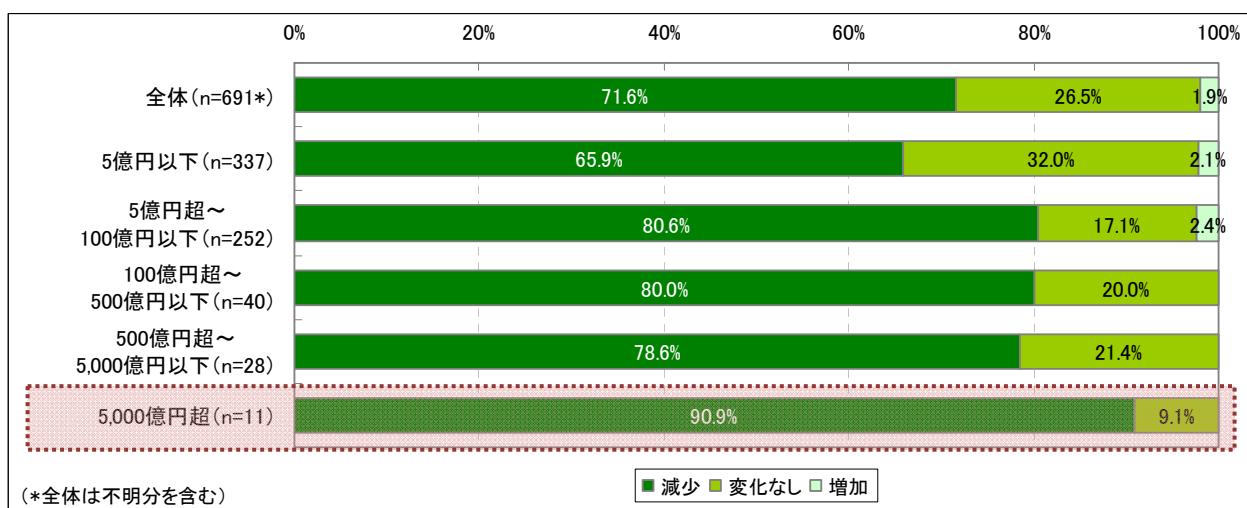
(1) 貸付残高の今後の見通し

貸付残高の今後の見通しを調査したところ、消費者向無担保貸付では 71.6%の貸金業者が減少すると回答した。このうち大手貸金業者では 90.9%が貸付残高の減少を見通している。

【図 5 各項目の今後の見通し－消費者向無担保貸付】



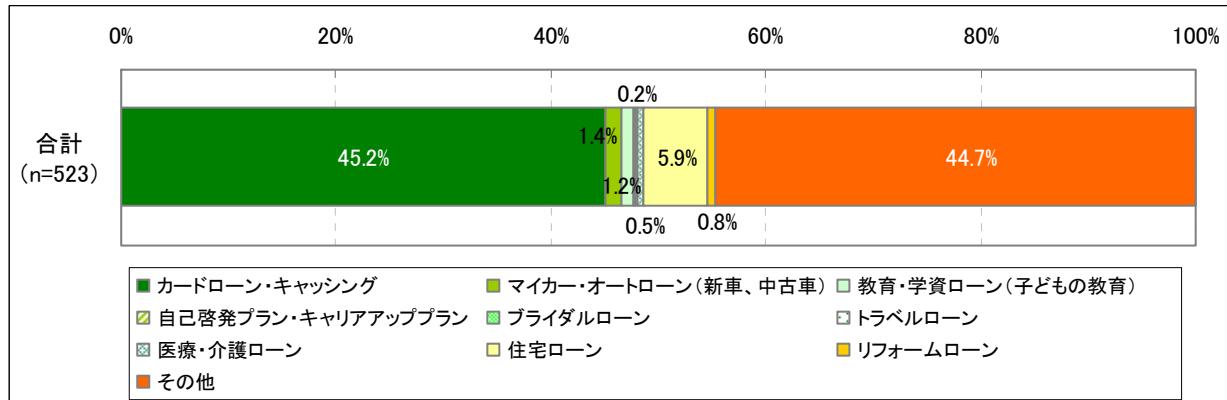
【図 6 貸付残高の今後の見通し－貸付残高別、消費者向無担保貸付】



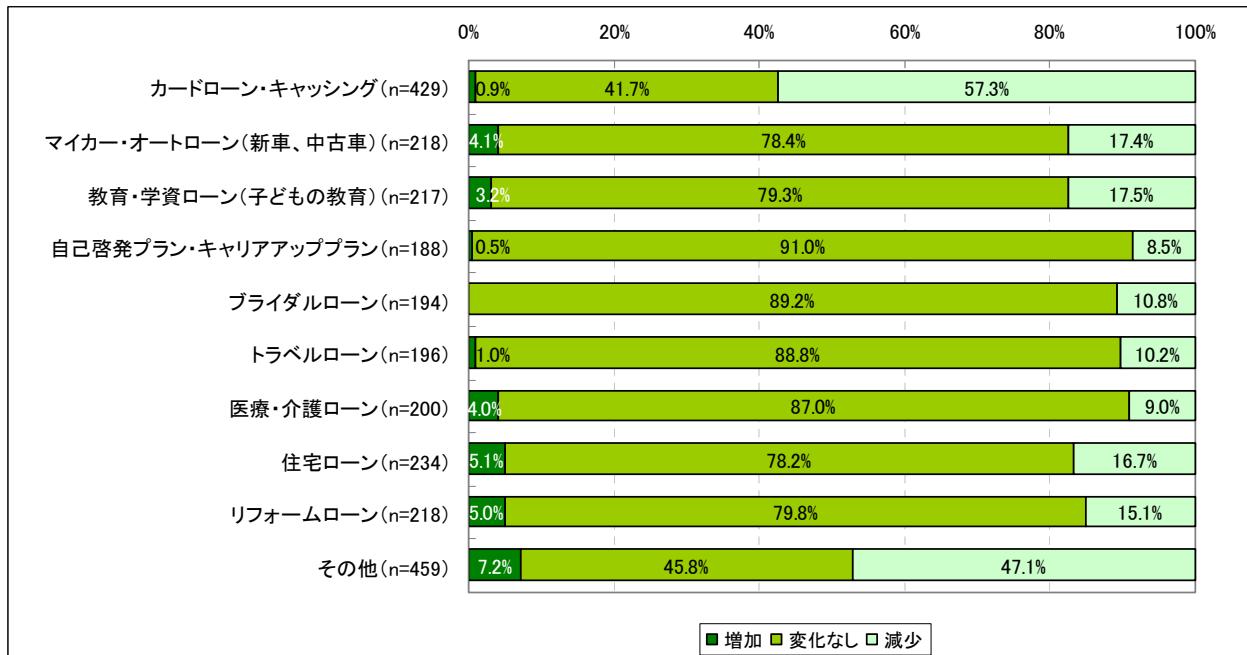
(2) 商品別貸付残高割合

商品別の貸付残高の割合を調査したところ、「カードローン・キャッシング」が、貸付残高の 45.2%を占め、最も高い割合となっている。また、商品別に貸付残高の今後の見通しを確認したところ、消費者向無担保貸付のカードローン・キャッシングを扱っている貸金業者の 57.3%が、今後、残高が減少すると見通している。

【図 7 商品別貸付残高の割合】



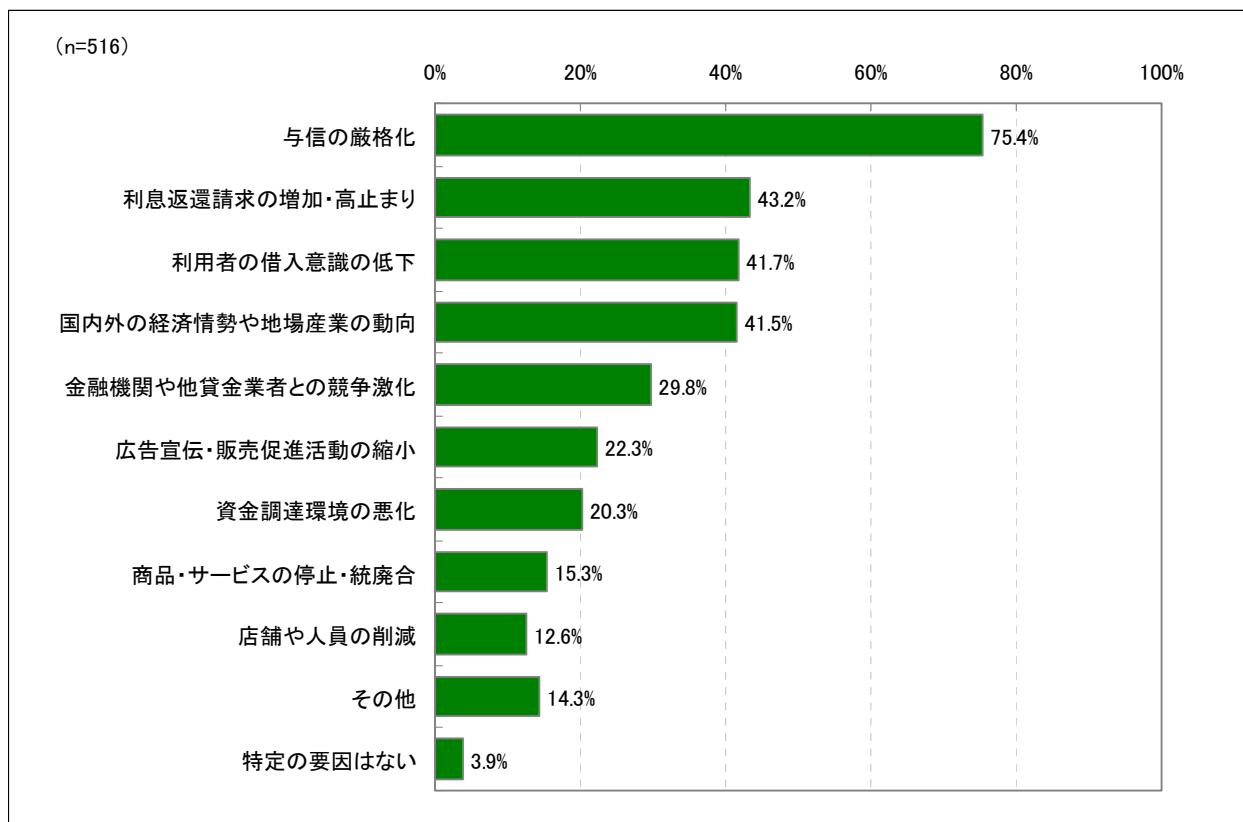
【図 8 商品別の今後の貸付残高の見通し】



(3) 貸付残高見通しの根拠

消費者向無担保貸付の貸付残高が「減少する(見通し)」と判断した根拠を調査したところ、「与信の厳格化」(75.4%)が最も多く、次いで「利息返還請求の増加・高止まり」(43.2%)、「利用者の借入意識の低下」(41.7%)、「国内外の経済情勢や地場産業の動向」(41.5%)が続いている。

【図 9 貸付残高の減少見通しの判断根拠－消費者向無担保貸付(複数回答)】

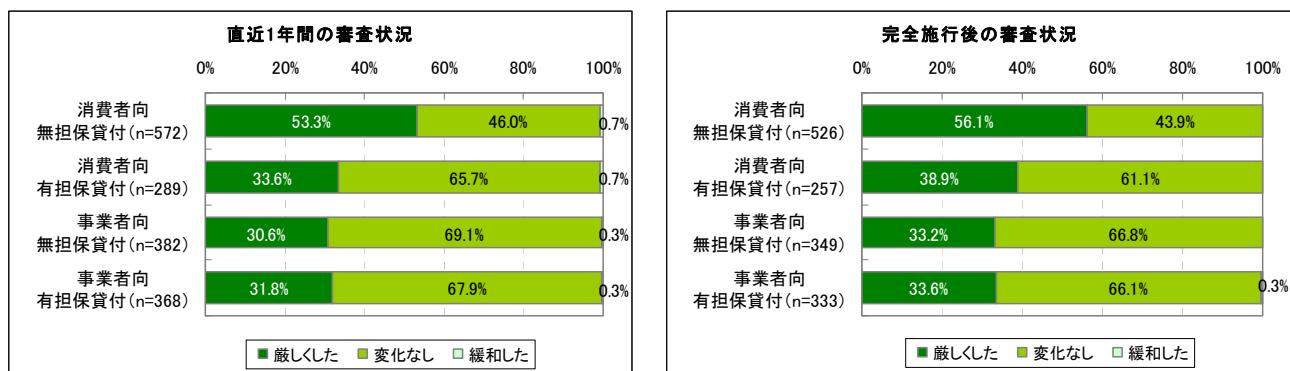


3. 与信姿勢の変化・与信見直しによる資金供給への影響

(1) 貸金業者による初期審査姿勢の変化

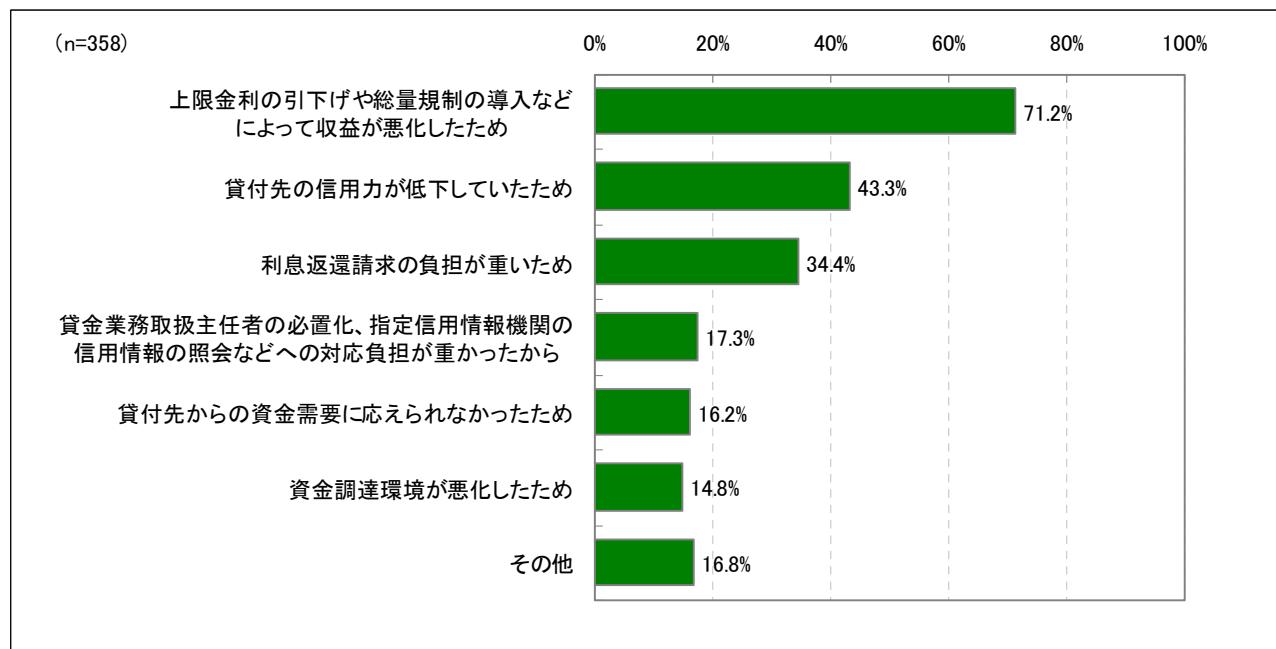
新規貸付先に対する与信姿勢を把握するため、直近1年間と完全施行後の審査状況を調査した。消費者向無担保貸付の場合、貸金業者の53.3%が直近1年間で、56.1%が完全施行後、初期審査姿勢を「厳しくした」と回答している。

【図 10 直近1年間と完全施行後の初期審査の状況】



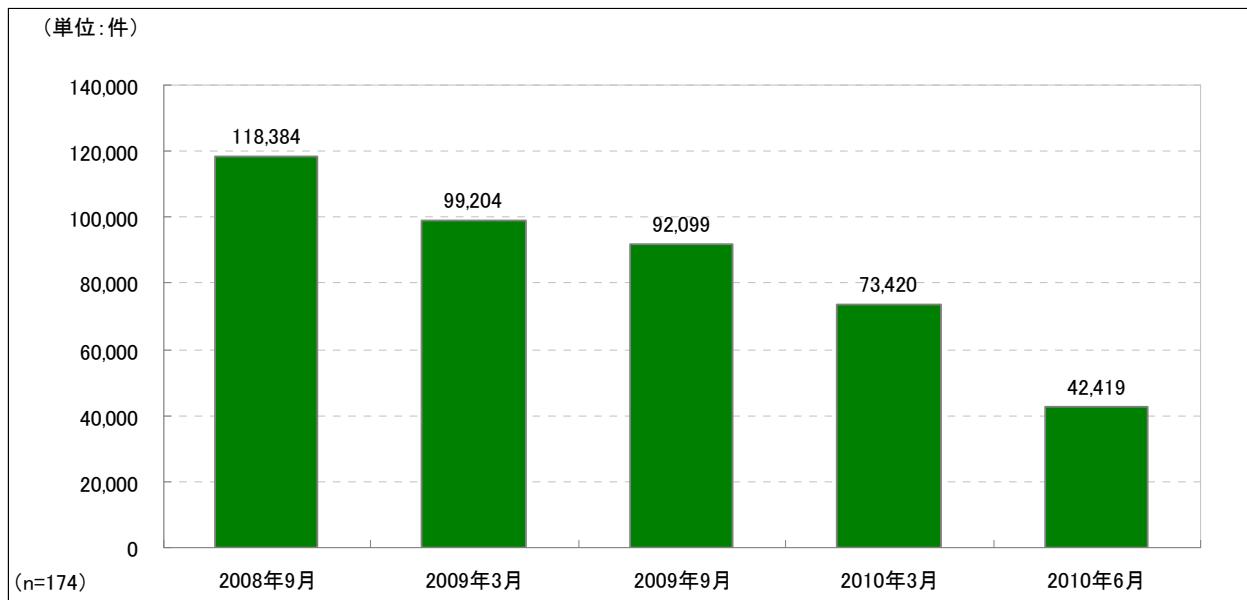
さらに、消費者向無担保貸付において、初期審査を厳しくした理由を確認したところ、貸金業者の71.2%が「上限金利の引下げや総量規制の導入等によって収益が悪化したため」、43.3%が「貸付先の信用力が低下したため」を挙げている。

【図 11 初期審査を厳しくした理由－消費者向無担保貸付(複数回答)】



初期審査の厳格化の影響を把握するため、消費者金融業態による消費者向無担保貸付の「新規成約件数」をみると、11.8万件(2008年9月)から4.2万件(2010年6月)へと64.4%減少している。

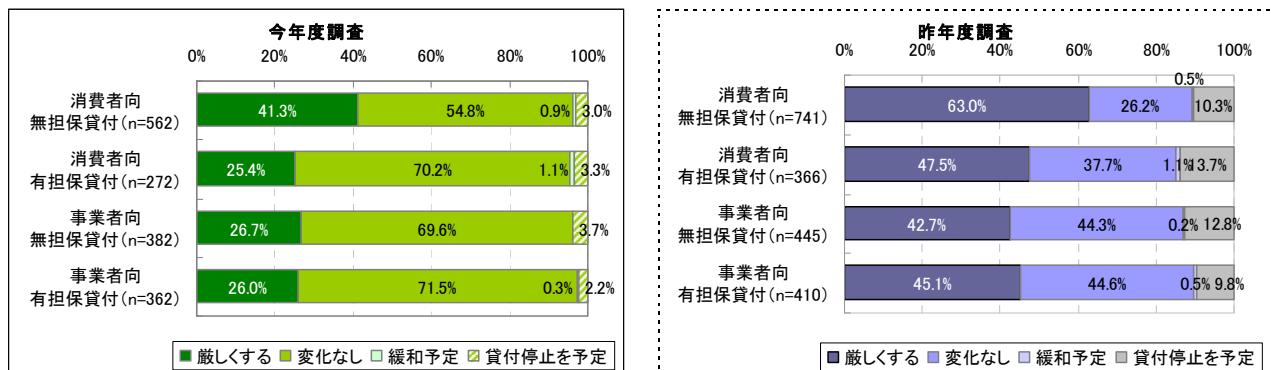
【図 12 新規成約件数の推移－消費者金融業態、消費者向無担保貸付】



(2) 貸金業者の初期審査姿勢見通し

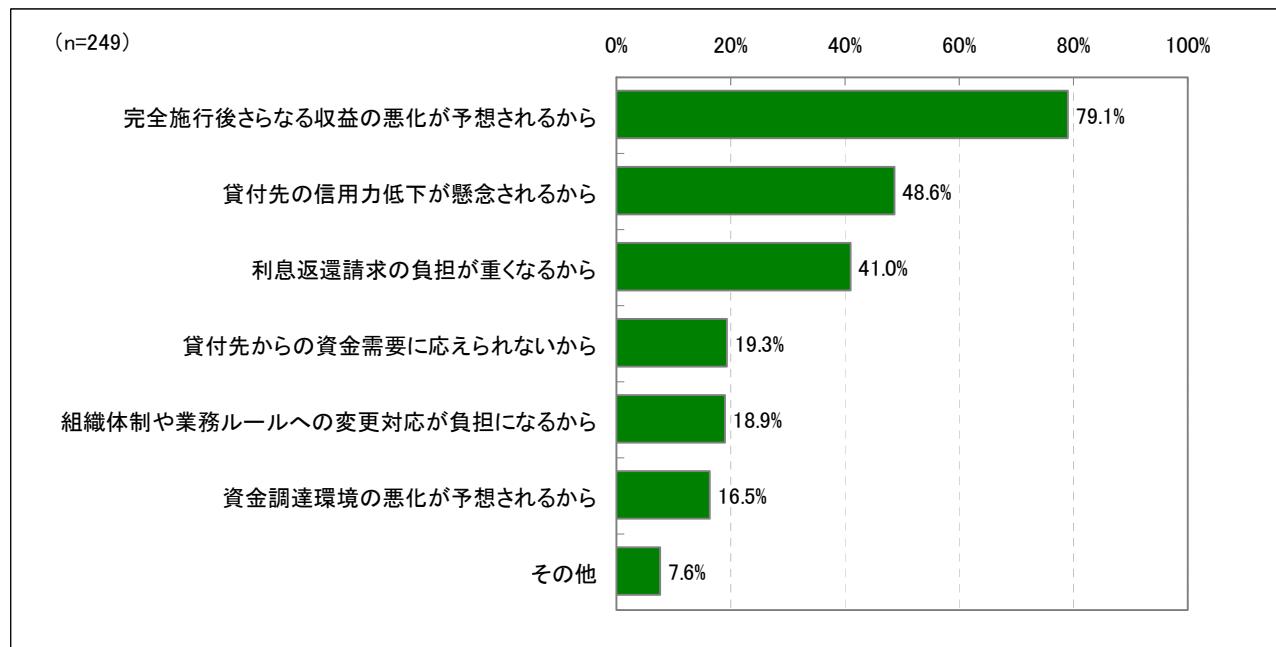
今後の初期審査姿勢を調査したところ、消費者向無担保貸付を行う貸金業者の41.3%が「厳しくする」、3.0%が「貸付停止を予定」と回答している(昨年度の調査結果:「厳しくする」63.0%、「貸付停止を予定」10.3%)。

【図 13 初期審査状況の見通し】



さらに、消費者向無担保貸付において、初期審査を厳しくする、または、貸付停止の予定の理由を確認したところ、貸金業者の79.1%が「完全施行後さらなる収益の悪化が予想されるから」、48.6%が「貸付先の信用力低下が懸念されるから」を挙げている。

【図 14 初期審査を厳しくする理由／貸付停止の予定の理由－消費者向無担保貸付(複数回答)】

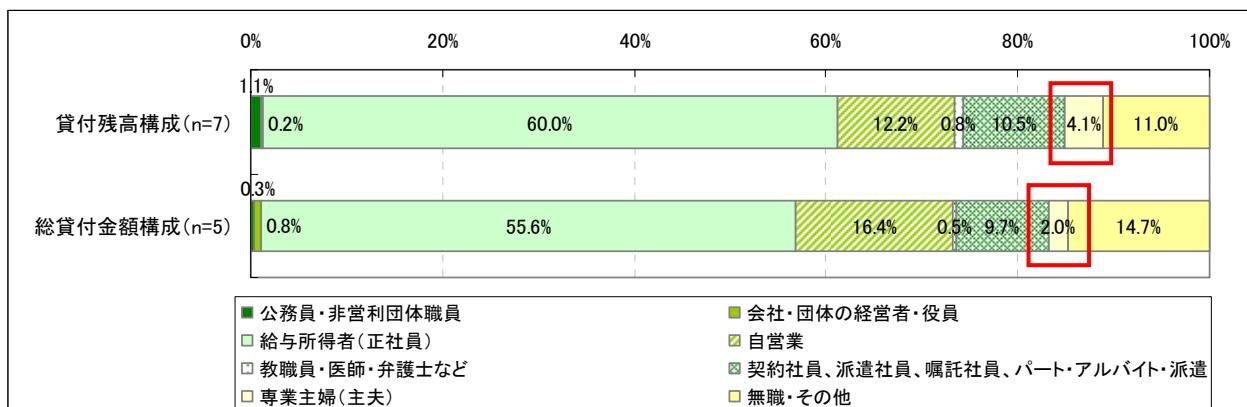


4. 資金需要者への貸付状況

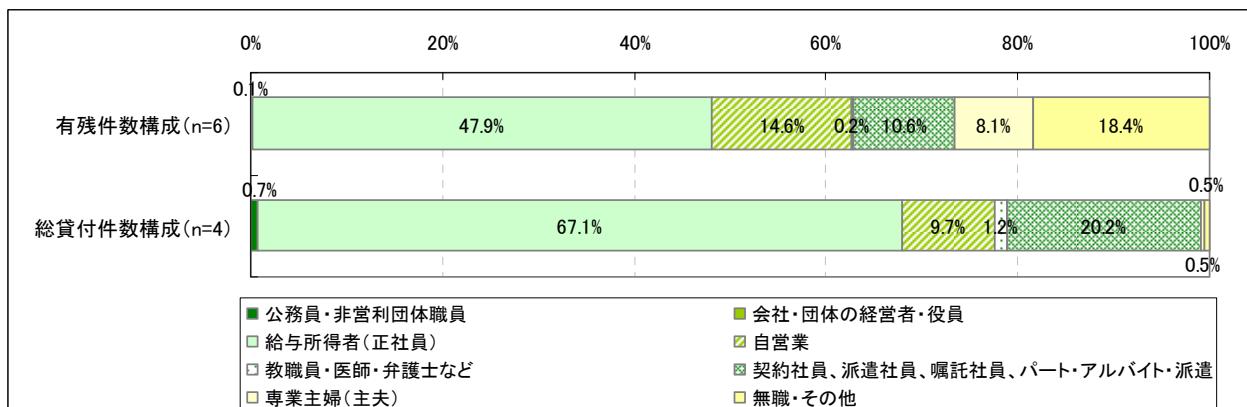
(1) 消費者向貸付における資金需要者の属性別貸付状況

大手貸金業者の消費者向貸付における資金需要者の職業別貸付状況をみると、総貸付残高に対する「専業主婦(主夫)」が占める貸付残高構成比は4.1%である一方、月間の総貸付金額(新たな貸付と追加貸付の総額)に対する「専業主婦(主夫)」が占める貸付金額構成比では2.0%となっている。

【図 15 貸付残高と総貸付金額の職業別構成比－貸付残高 5,000 億円超の貸金業者】



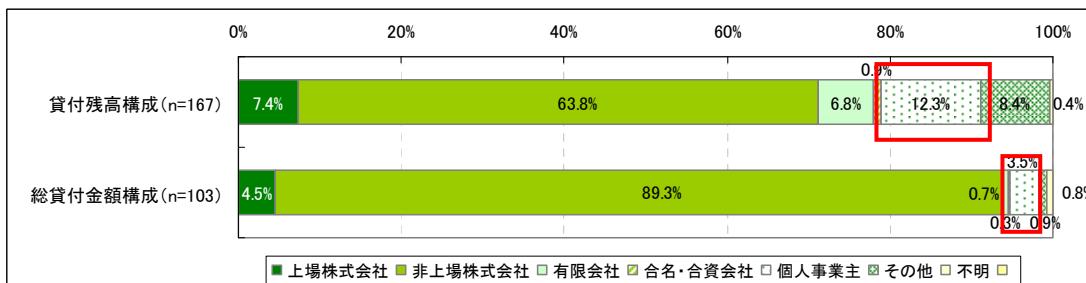
【図 16 有残件数と総貸付件数の職業別構成比－貸付残高 5,000 億円超の貸金業者】



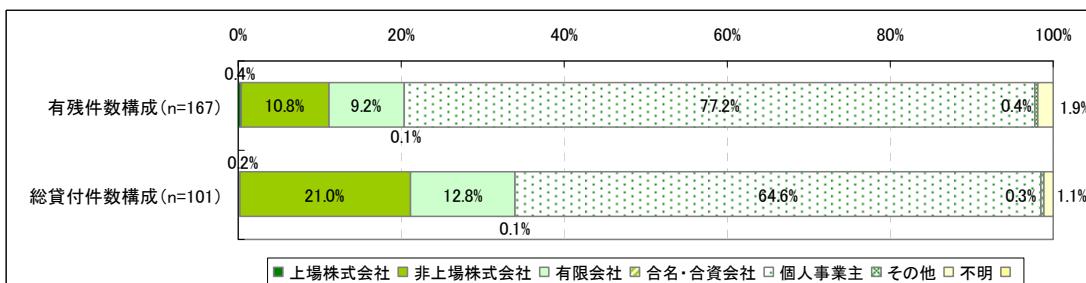
(2) 事業者向貸付における資金需要者の属性別貸付状況

事業者金融業態の事業者向貸付における会社形態別貸付状況をみると、総貸付残高に対する「個人事業主」が占める貸付残高構成比は 12.3%である一方、月間の総貸付金額に対する「個人事業主」が占める貸付金額構成比では 3.5%となっている。

【図 17 貸付残高と総貸付金額の会社形態別構成比－事業者金融業態】



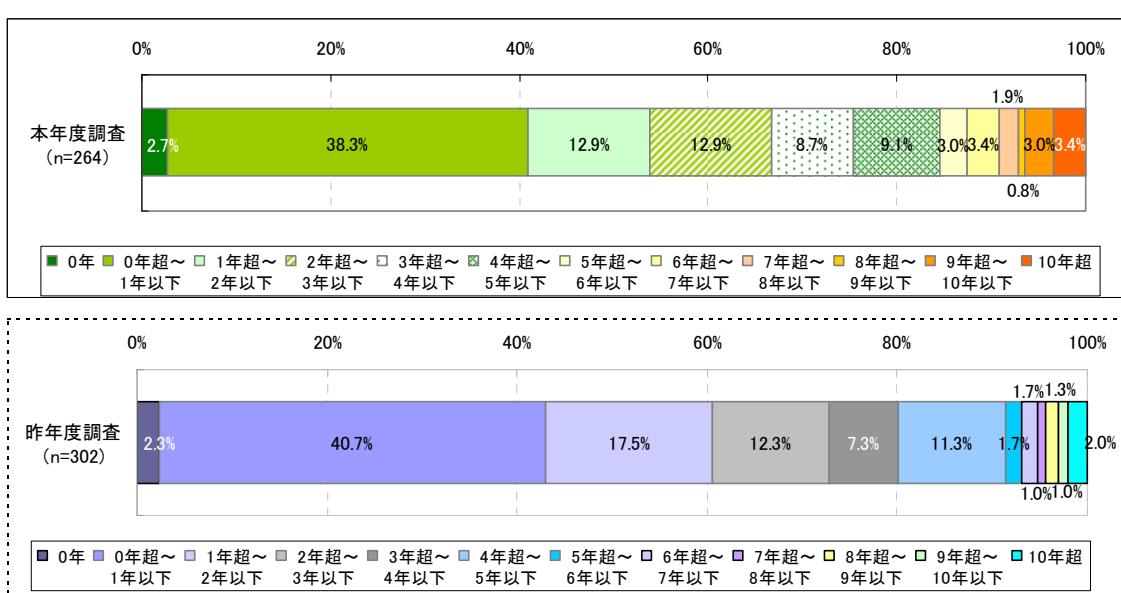
【図 18 有残件数と総貸付件数の会社形態別構成比－事業者金融業態】



(3) 平均的な完済までの利用期間

事業者向無担保貸付における平均的な完済までの利用期間を調査したところ、貸金業者の 40.9%が「1年以内」と回答している(昨年度の調査結果:貸金業者の 43.0%が「1年以内」と回答している)。

【図 19 平均的な完済までの利用期間－事業者向無担保貸付】



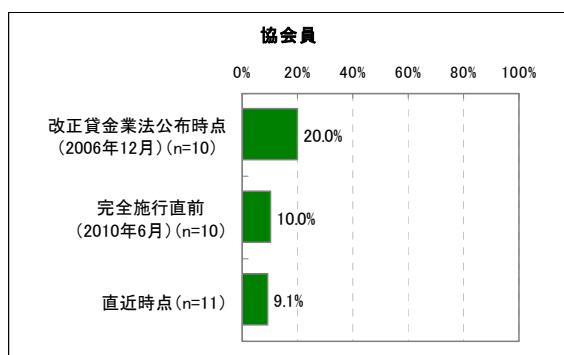
5. 総量規制の適用除外貸付・例外貸付の実施状況

(1) 適用除外・例外貸付を行う資金業者割合

総量規制の適用除外貸付・例外貸付の実施状況を調査したところ、大手資金業者（協会員）における「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付」を取り扱う資金業者の比率は、法令公布時（2006年12月）の20.0%から、完全施行直前（2010年6月）の10.0%へと減少し、直近時点では9.1%まで低下している（協会員全体では、各々、11.0%、10.6%、12.4%と推移している）。

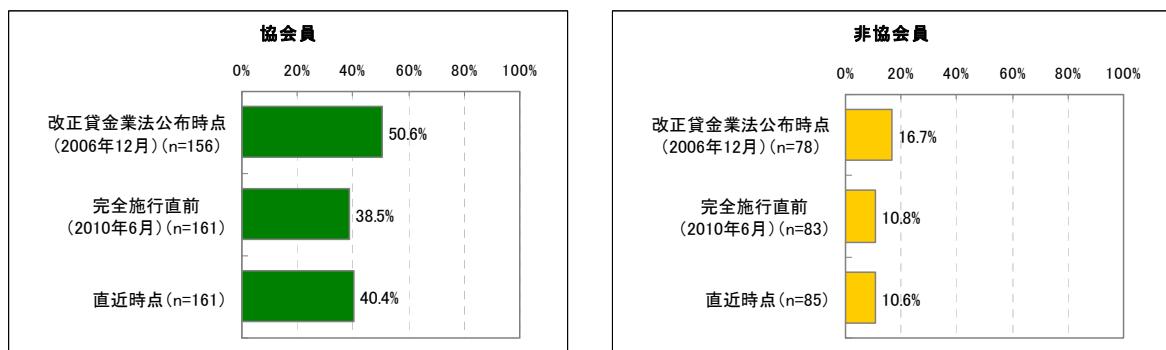
同様に、事業者金融業態における「個人事業主に対する貸付」の取り扱い資金業者の比率は、50.6%から、38.5%、40.4%と推移している。

【図 20 （協会員調査）大手資金業者における配偶者と合算した年収の1/3以下の貸付】



(*)非協会員は、有効回答者数が少數(n=1)のため、図を未掲載

【図 21 （協会員／非協会員調査）事業者金融業態における個人事業主に対する貸付】



(2) 「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付」における必要書類(*2)取得状況

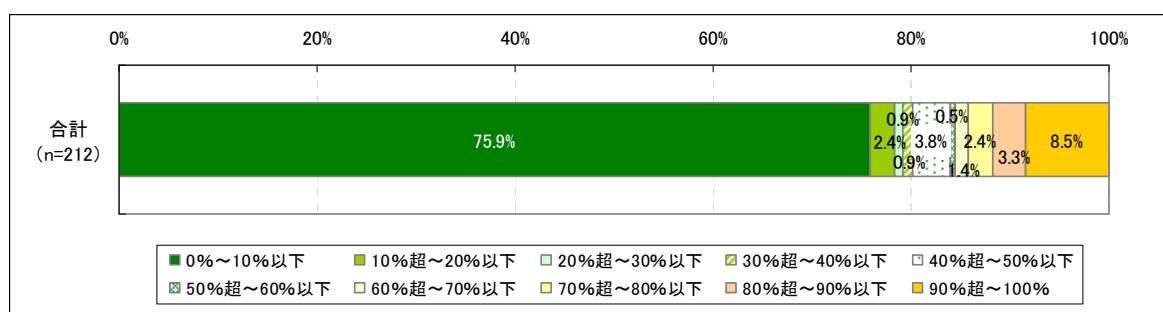
「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付」における、配偶者の同意書等の必要書類取得率を調査したところ、完全施行直前で貸金業者の75.9%が「取得率0%～10%以下」と回答している。

また、貸金業者の47.6%が、完全施行直前で同意書等の必要書類を取得していない先に対し、「貸付を停止した」と回答し、25.0%が「今後、貸付を停止する」と回答している。

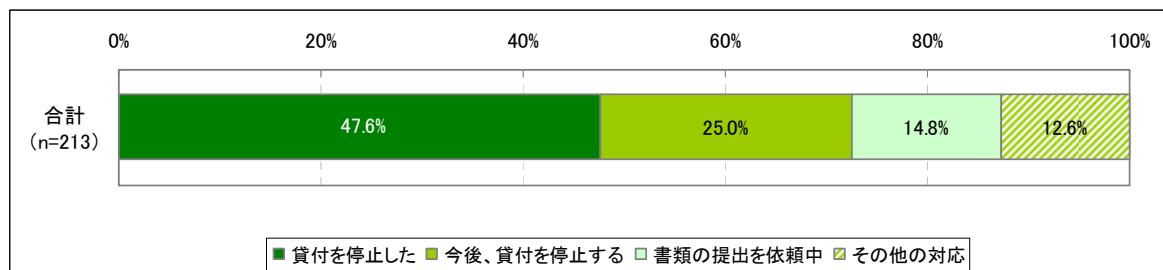
(*2) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

【図 22 完全施行直前(2010年6月)における必要書類の取得状況】



【図 23 完全施行直前(2010年6月)において必要書類の未取得先への対応】

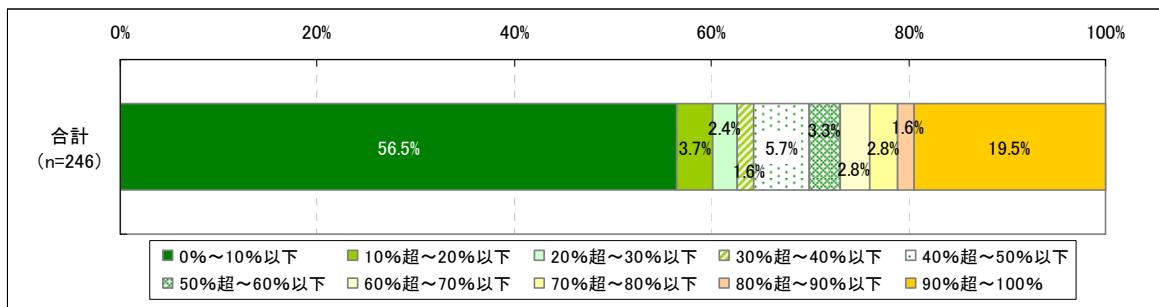


(3) 個人事業主向貸付における必要書類取得状況

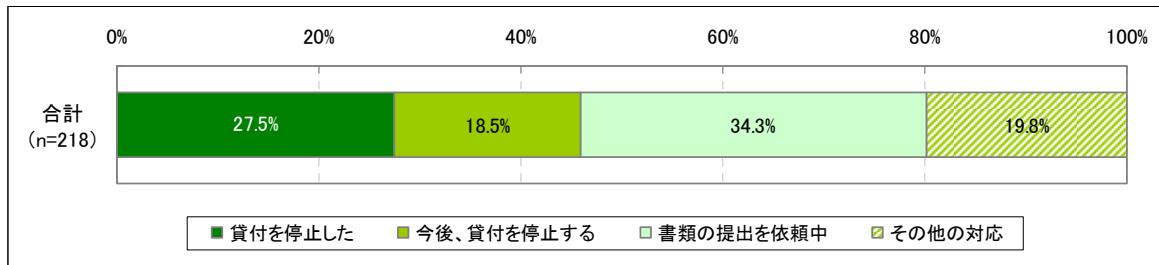
個人事業主向貸付における事業計画書等の必要書類取得率は、完全施行直前で貸金業者の 56.5% が「取得率 0%～10%以下」と回答している。

また、貸金業者の 27.5% (27.48%) が、完全施行直前の事業計画書等の必要書類を取得していない先に対し、「貸付を停止した」と回答し、18.5% が「今後、貸付を停止する」と回答している。

【図 24 完全施行直前(2010 年 6 月)における必要書類の取得状況】



【図 25 完全施行直前(2010 年 6 月)において必要書類の未取得先への対応】



6. 内閣府令への対応状況

(1) 総量規制該当者や個人事業主への貸付に対する内閣府令への対応状況

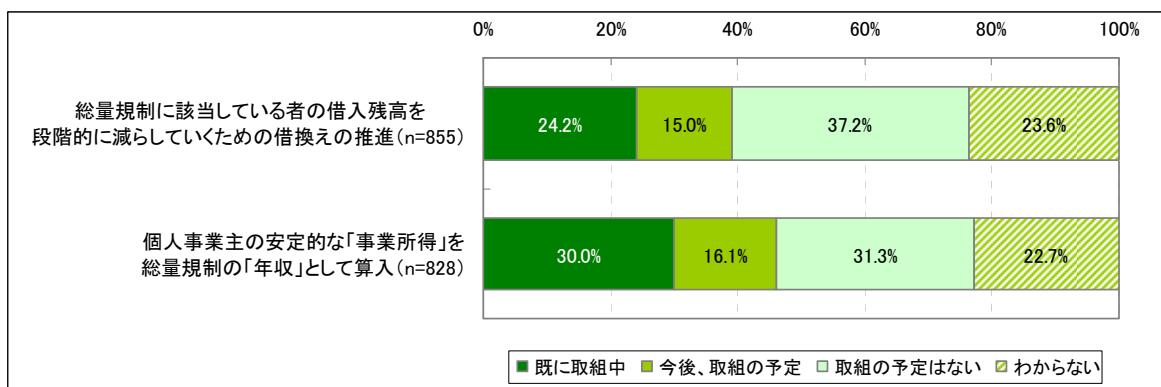
貸金業者の 39.2%が「総量規制に該当している資金需要者の借入残高を段階的に減らしていくための借換え(*3)」について「既に取組中」「今後、取組予定」と回答している。

また、貸金業者の 46.1%が「個人事業主の安定的な事業所得を総量規制の年収として算入する取組み(*4)」について「既に取組中」「今後、取組予定」と回答している。

(*3)「借り手の目線に立った10の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換えを総量規制の例外としている。

(*4)「借り手の目線に立った10の方策」により、個人事業者の「事業所得(総収入金額から必要経費を控除した額)」のうち、「安定的な年収」として認められるものについては、総量規制の基準となる「年収」に加えることが可能となった。

【図 26 総量規制該当者や個人事業主への貸付に対する内閣府令への対応状況】



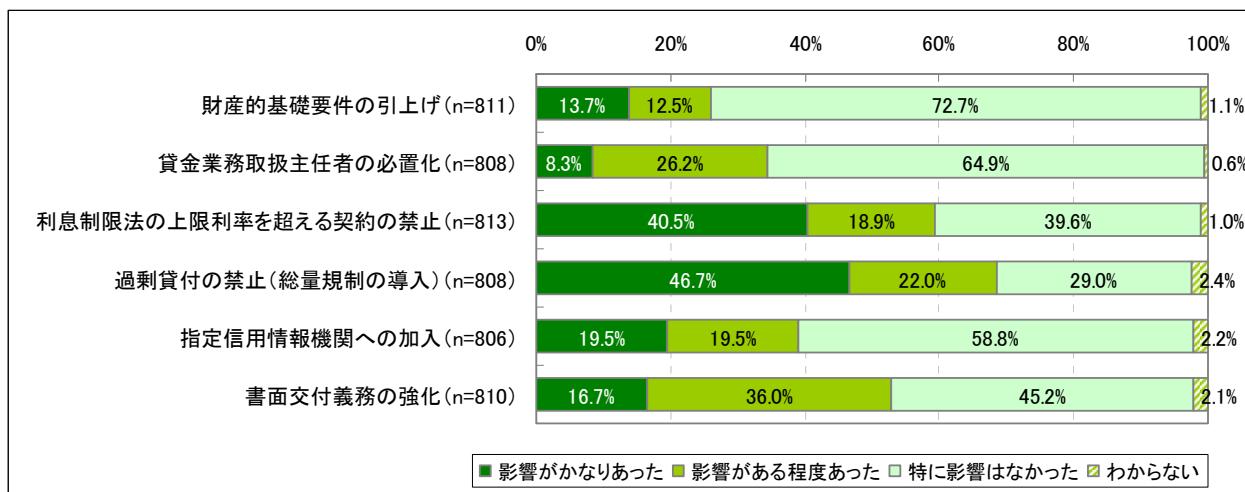
II. 貸金業者の経営状況と利便性について

7. 完全施行対応による事業への影響と事業コスト構造

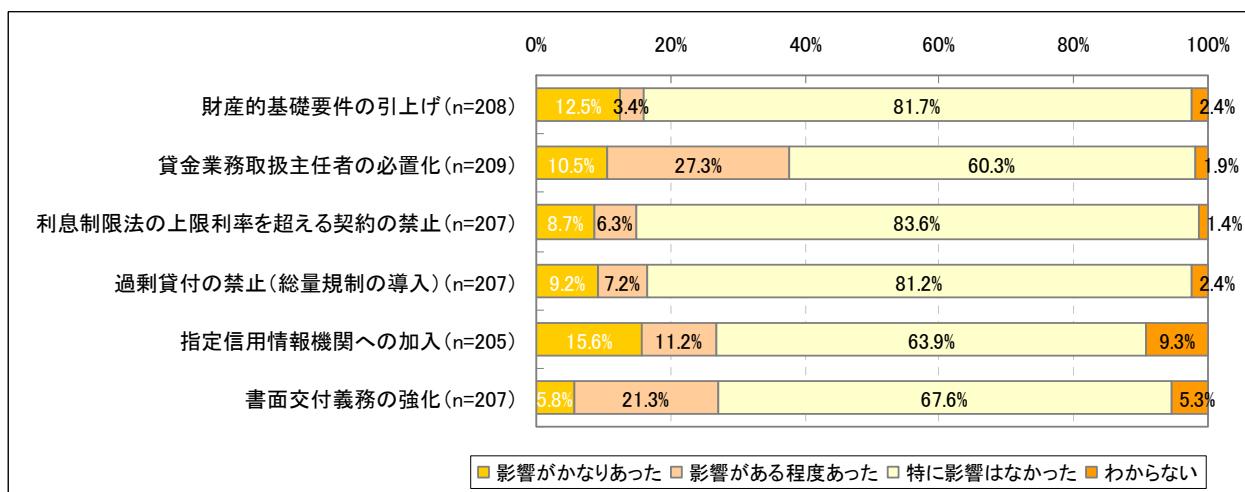
(1) 完全施行対応による事業への影響

完全施行対応による直近1年間の事業への影響について調査(協会員)した。影響が大きい項目としては、「過剰貸付の禁止(総量規制の導入)」と回答した貸金業者が最も多く、「影響がかなりあった」、「影響がある程度あった」をあわせて68.7%が「影響があった」と回答した。また、「利息制限法の上限利率を超える契約の禁止(貸付上限金利の引下げ)」については59.4%が、「書面交付義務の強化」については52.7%が、「影響があった」と回答した。

【図 27 (協会員調査)完全施行対応による直近1年間の事業への影響】

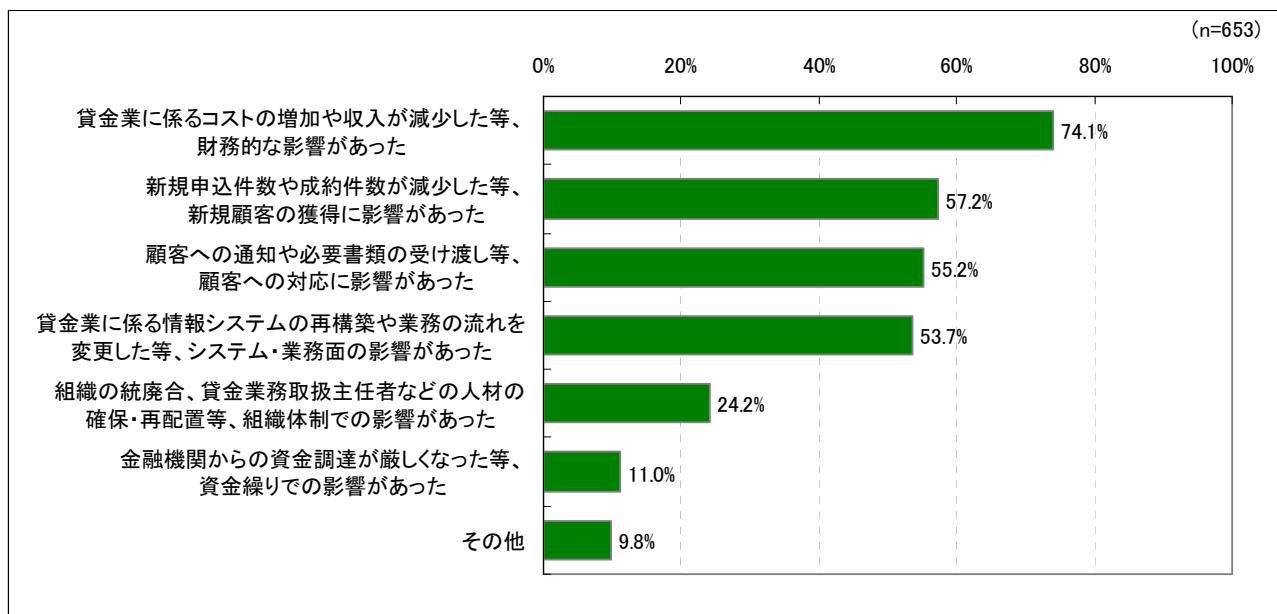


【図 28 (非協会員調査)完全施行対応による直近1年間の事業への影響】

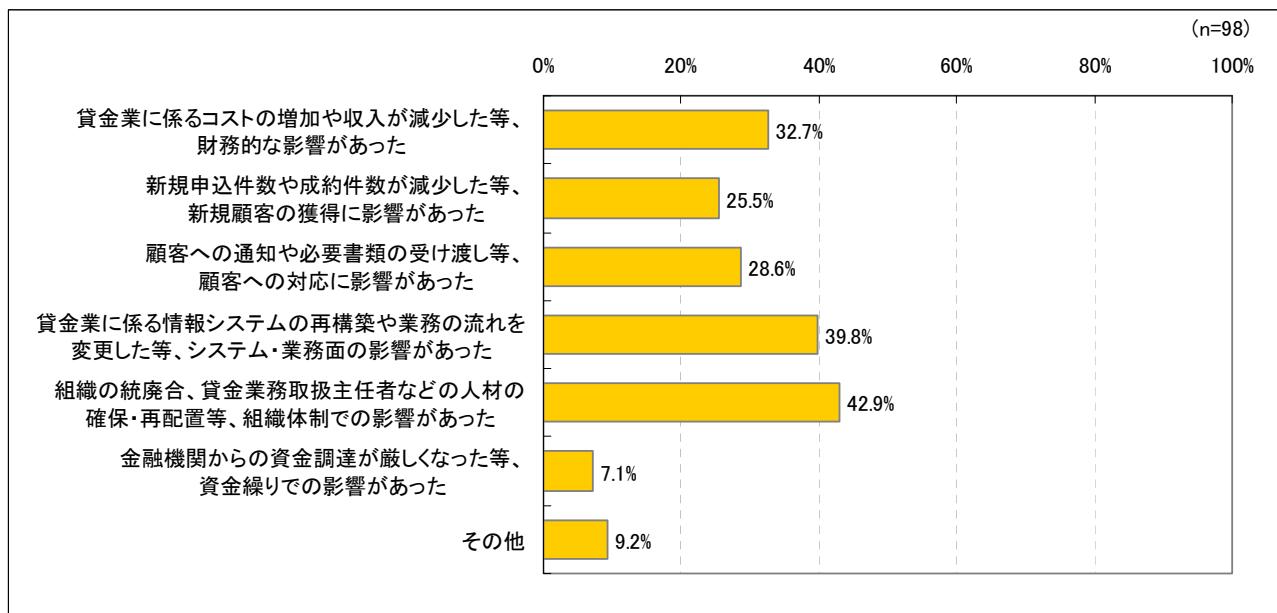


さらに、完全施行による主な影響の内容について調査(協会員)したところ、「財務的な影響があった」(74.1%)が最も高く、「新規顧客の獲得に影響があった」(57.2%)、「顧客への対応に影響があった」(55.2%)、「システム・業務面の影響があった」(53.7%)が続く結果となった。

【図 29 (協会員調査)完全施行対応による主な影響の内容(複数回答)】



【図 30 (非協会員調査)完全施行対応による主な影響の内容(複数回答)】



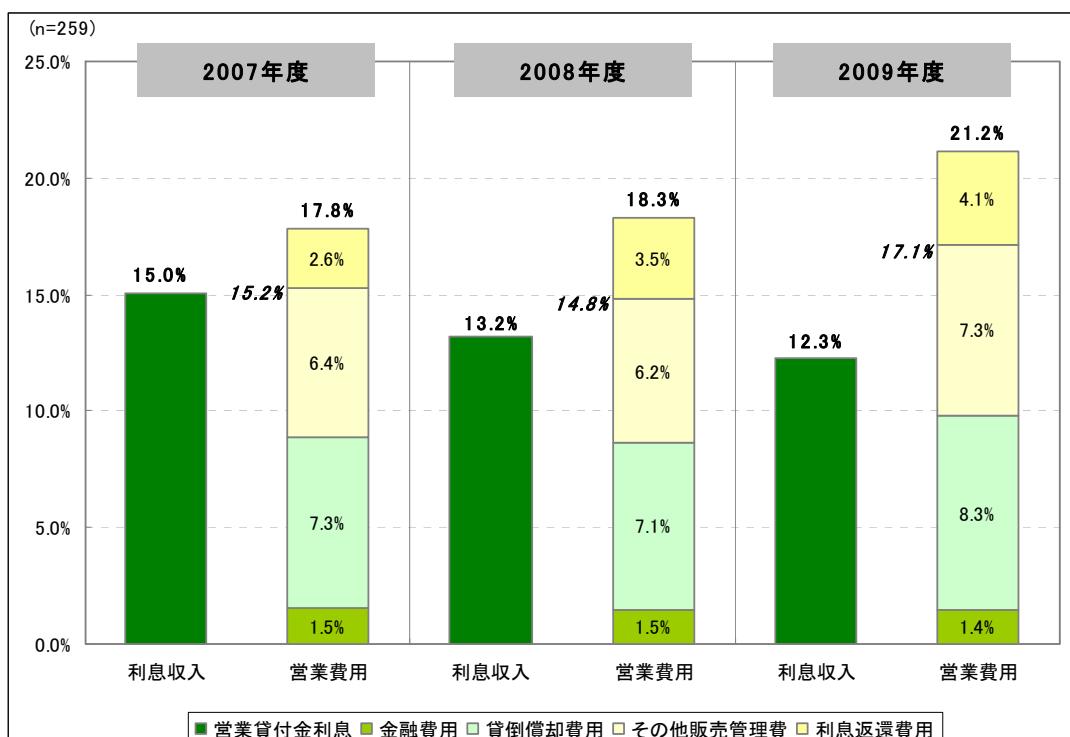
(2) 営業貸付残高に対する各収支項目比率

貸金業者のコスト構造を把握するために、直近3期の営業貸付金残高(平均残高)、営業貸付金利息、及び貸金業における営業費用として、金融費用、貸倒償却費用、その他販売管理費、利息返還費用(利息返還金)を調査し、「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」、「営業費用総額(利息返還費用を含む)の営業貸付金残高に対する比率」の推移を分析した。

「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」は、2007年が15.0%、2009年が12.3%と低下する一方、営業費用総額(利息返還費用を含む)の比率は17.8%から21.2%へと上昇している。

「利息返還費用を除いた営業費用の営業貸付金残高に対する比率」については、販売管理費の削減があったものの、2007年が15.2%、2009年が17.1%と上昇し、2007年度以降、営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率を上回っている。

【図 31 各収支項目の営業貸付金残高比率の推移】



各収支項目の金額推移 (金額単位:百万円)

収支項目	2007年度	2008年度	2009年度
営業貸付残高	13,228,657	12,228,168	10,706,360
営業貸付金利息	1,989,621	1,616,003	1,314,867
金融費用	204,626	182,601	154,586
貸倒償却費用	965,077	872,877	891,711
その他販売管理費	846,373	756,496	783,681
利息返還費用	341,193	422,874	435,322
営業費用総額	2,357,269	2,234,848	2,265,300
営業費用(利息返還費用除く)	2,016,076	1,811,974	1,829,978

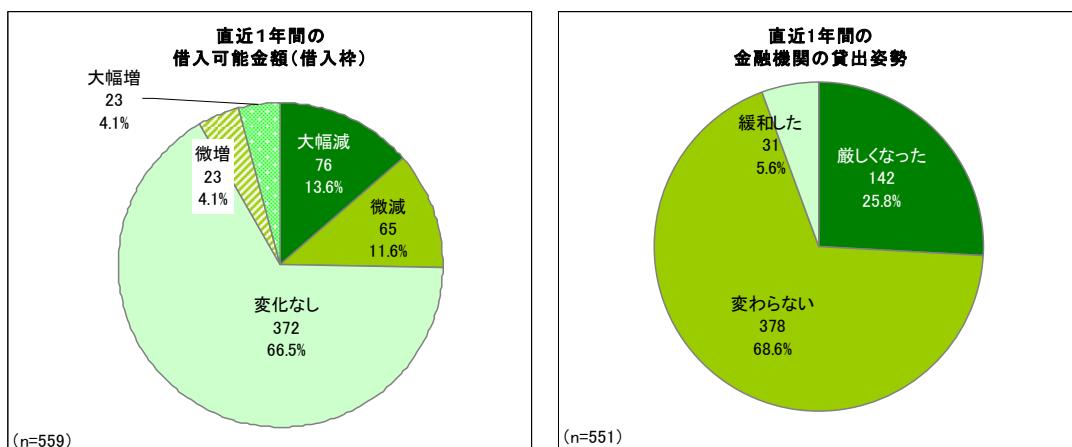
(3) 金融機関からの資金調達状況

貸金業者の資金繰りの状況を確認するため、金融機関からの資金調達状況を調査した。

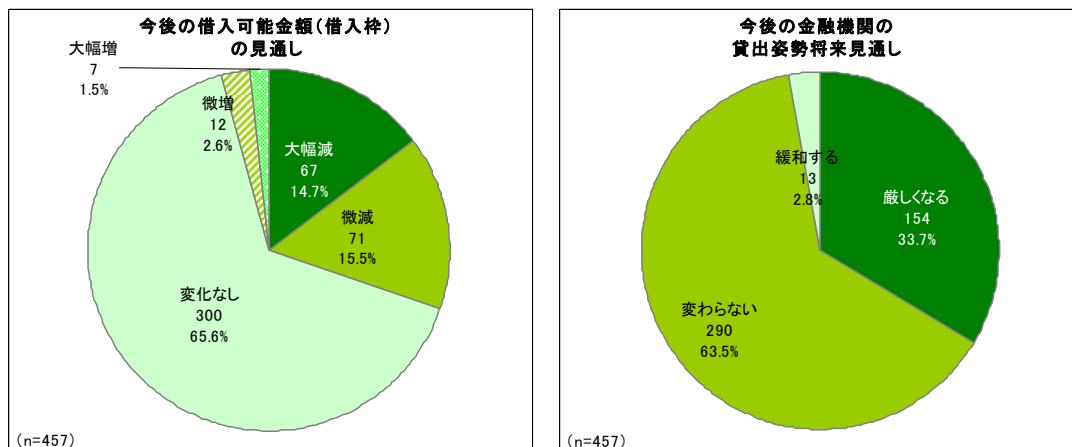
直近1年間の「借入可能金額」については、13.6%が「大幅減」、11.6%が「微減」と回答したのに対し、4.1%が「大幅増」、4.1%が「微増」と回答している。

また、今後の見通しについても、30.2%が「借入可能金額」が「大幅減」「微減」、33.7%が「金融機関の貸出姿勢」が「厳しくなる」と回答している。

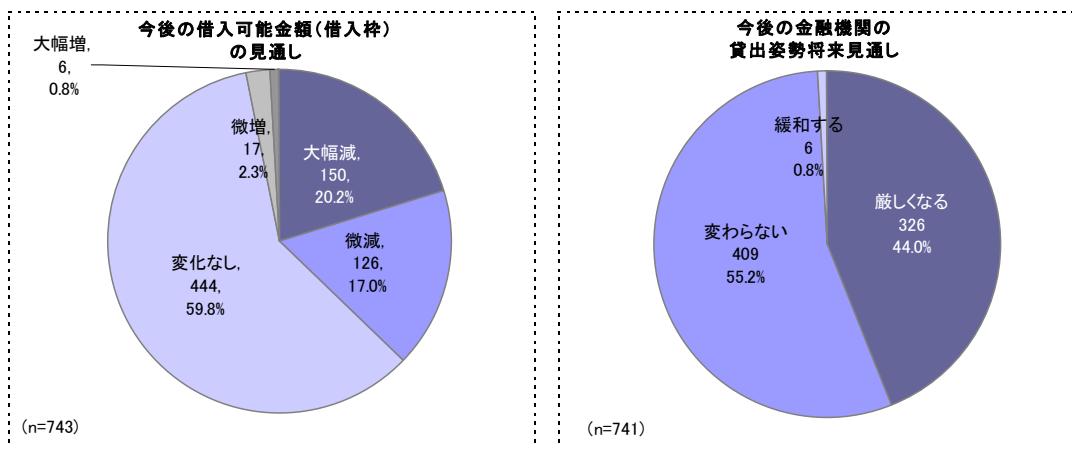
【図 32 直近1年間の金融機関からの資金調達状況】



【図 33 今後の金融機関からの資金調達将来見通し】



【図 34 (昨年度調査)今後の金融機関からの資金調達将来見通し】



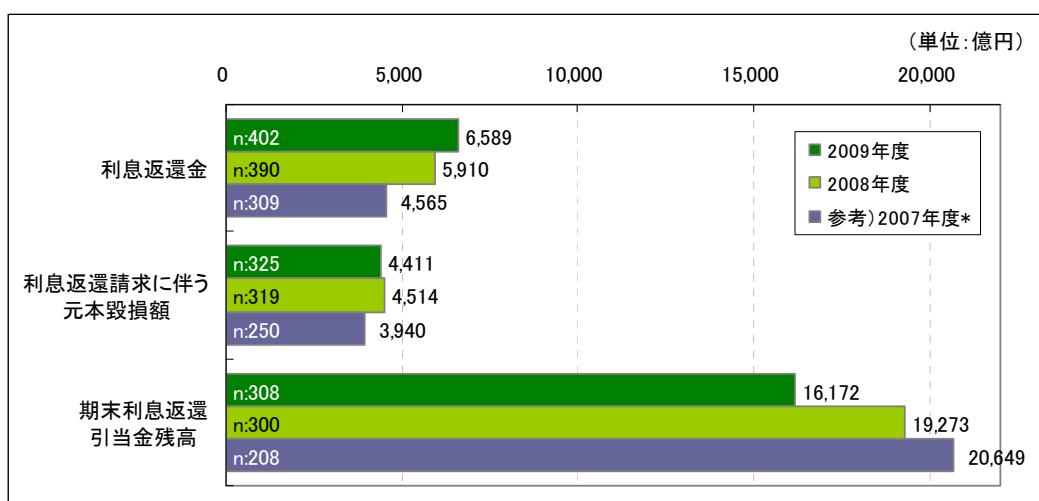
8. 利息返還請求への対応状況

(1) 利息返還請求の実態と見通しに伴う元本毀損額と利息返還金の推移

2007年度以降、利息返還請求に伴う元本毀損額と実際のキャッシュアウトである利息返還金の合計額は、2007年度が約0.8兆円、2008年度が約1.0兆円、2009年度が約1.1兆円と年を追って増加し、この間、利息返還引当金残高は約2.0兆円から約1.6兆円に減少している。

また、利息返還請求の影響は、過去3カ年において、元本毀損額と利息返還金の合計で約3.0兆円となっており、2009年度の期末利息返還引当金残高約1.6兆円を加えると約4.6兆円の規模に達している。

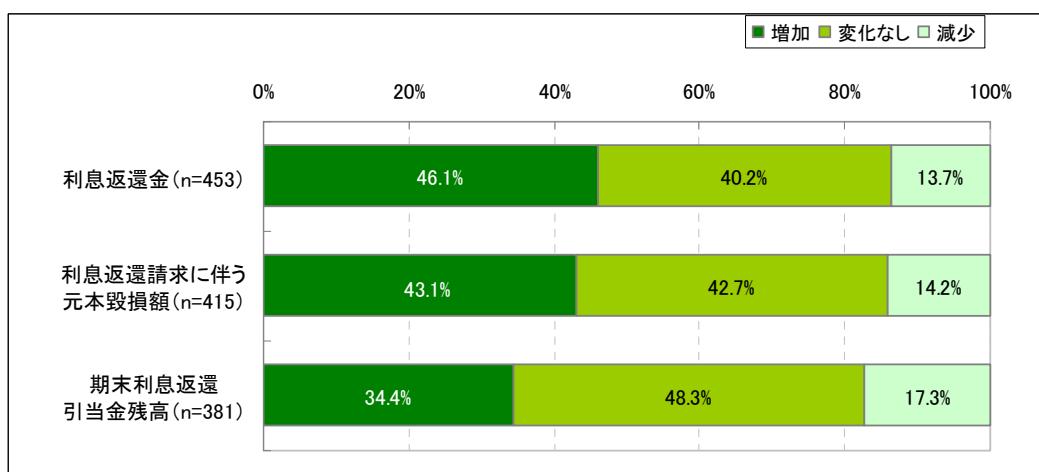
【図 35 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金残高の推移】



(*2007年度は、昨年度調査より)

また、利息返還関連コストそれぞれの今後の見通しについて尋ねたところ、貸金業者の4割以上は、利息返還金及び元本毀損額の増加を見通している。

【図 36 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金残高の将来見通し】

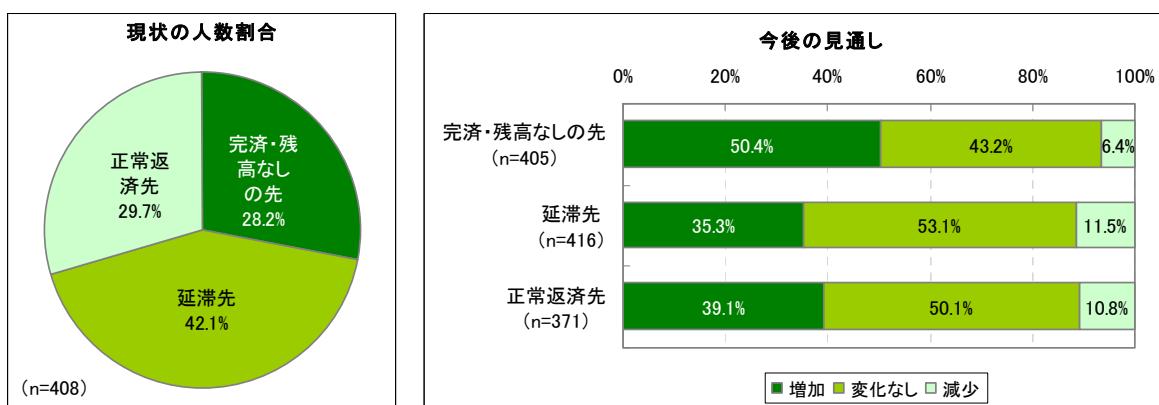


(2) 利息返還請求の債務者区分

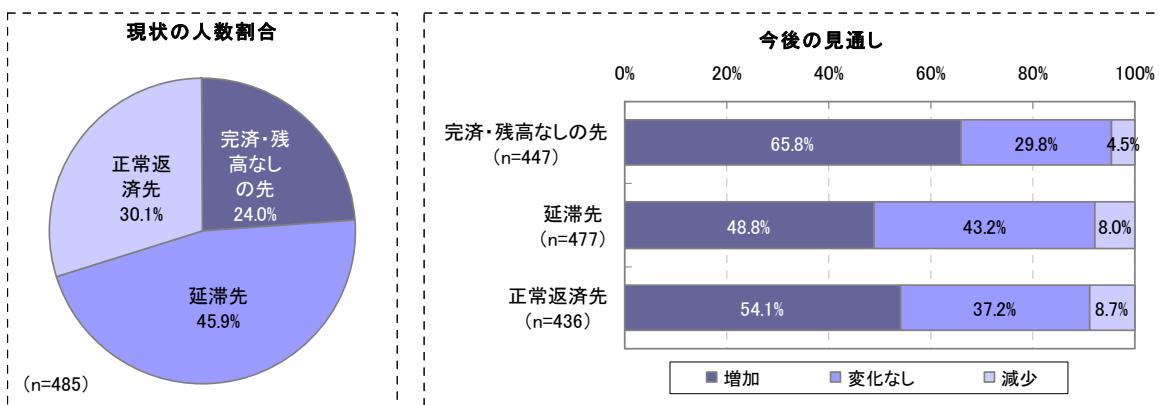
利息返還請求者のプロフィールを明らかにするため、該当債務者の請求時点の債務者区分について調査したところ、現在、原債務の支払いが滞っている「延滞先」からの請求が最も多く 42.1%を占めているものの、既に貸金業者との取引が終了している「完済・残高なしの先」からの請求は 28.2%と、昨年度調査(24.0%)を上回っている。

さらに、今後の見通しについては、「延滞先」や「正常返済先」からの請求増加(それぞれ、35.3%、39.1%)よりも、「完済・残高なしの先」からの請求増加が 50.4%と多くなっている。

【図 37 利息返還請求時の債務者区分】



【図 38 (昨年度調査)利息返還請求時の債務者区分】

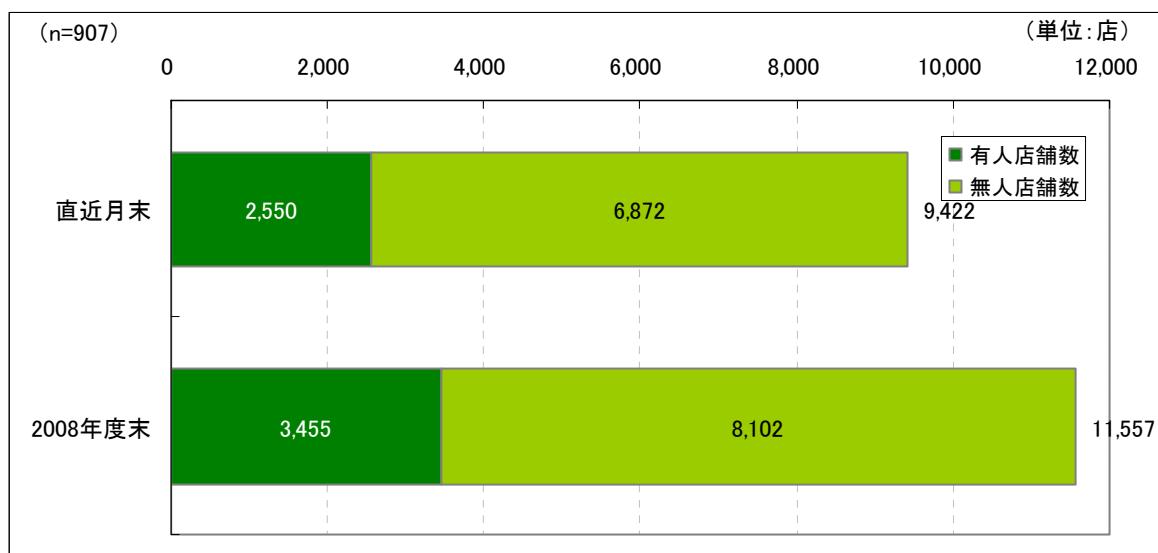


9. 貸金業者の店舗の状況

(1) 店舗数の推移

2008 年度末から直月末までの店舗数を調査したところ、有人店舗は、3,455 店(2008 年度末)から 2,550 店(直月末)へと 26.2% 減少し、無人店舗は、8,102 店から 6,872 店へと 15.2% 減少し(店舗全体では、18.5% の減少)。

【図 39 2008 年度末から直月末までの店舗数増減】

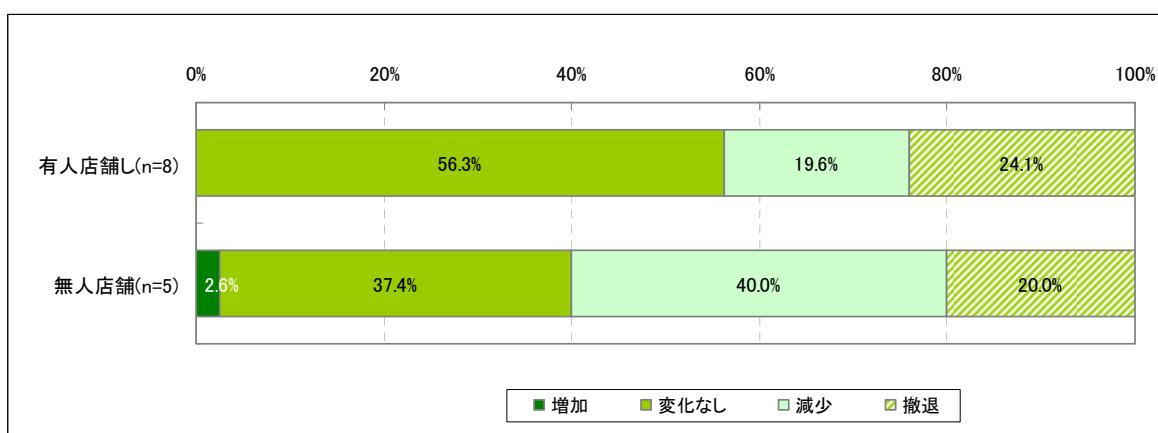


(2) 今後の店舗増減見通し

大手貸金業者の有人店舗と無人店舗の今後の見通しについて調査したところ(*5)、「有人店舗」では 43.7%、「無人店舗」では 60.0% の割合で、「減少／撤退」と回答している。

(*5) 都道府県毎の増減見通しを単純合計し、「全国ベース」として算出。

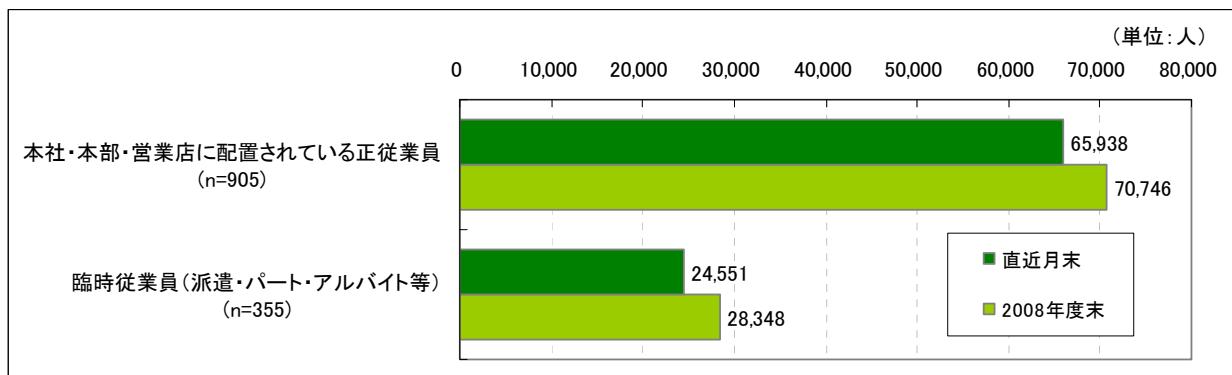
【図 40 今後の店舗増減見通し－全国一大手貸金業者(貸付残高 5,000 億円超)】



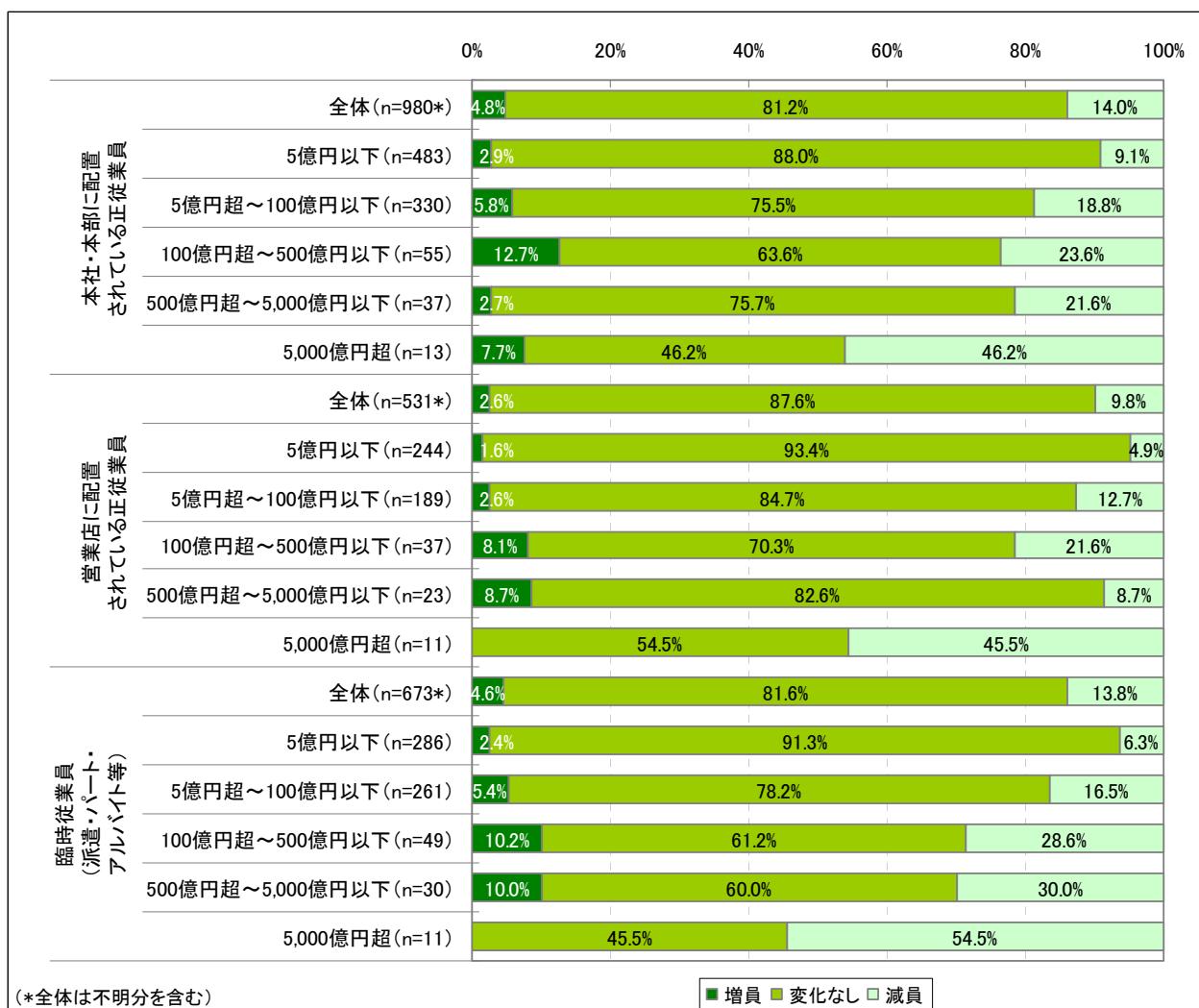
(3) 従業員の見直し状況

2008 年度末から直近月末までの従業員の見直し状況を調査したところ、正従業員数は、70,746 人（2008 年度末）から 65,938 人（直近月）へと 6.8% 減少し、臨時従業員数は、28,348 人から 24,551 人へと 13.4% 減少している。

【図 41 2008 年度末から直近月末にかけての従業員数】



【図 42 貸付残高別従業員数増減見通し】



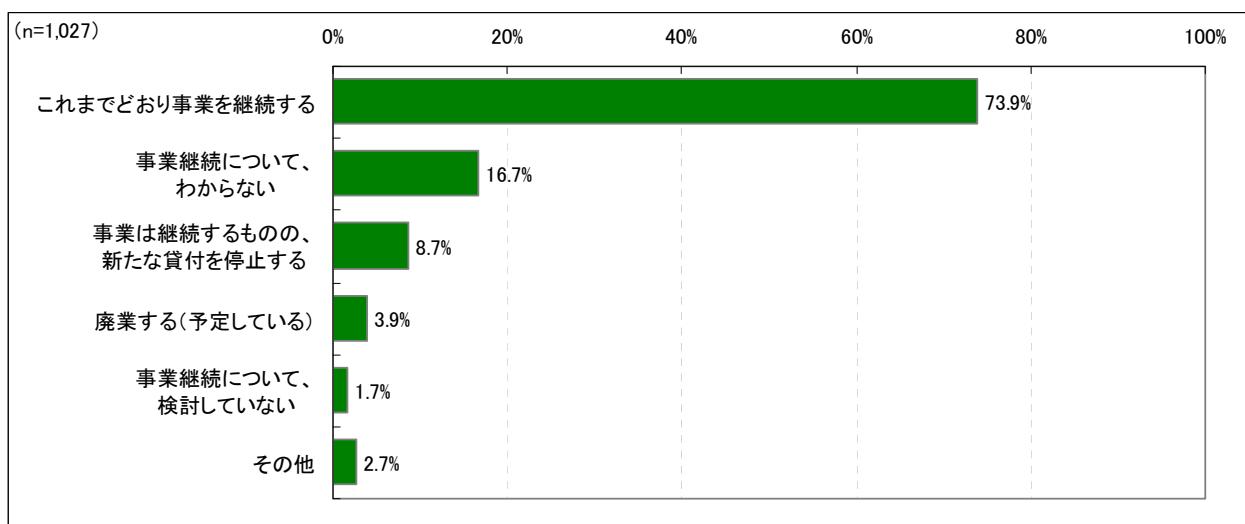
10. 今後の事業継続状況

(1) 今後の事業継続見通し

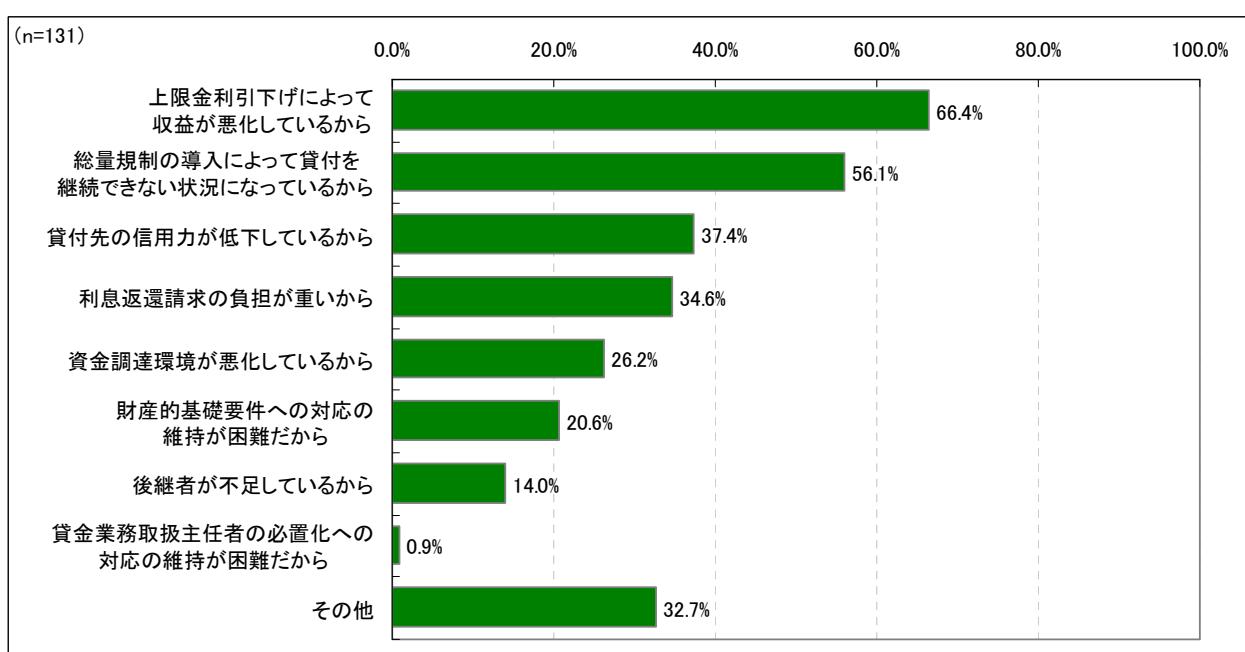
今後の貸金業の事業継続に関する意向を尋ねたところ、貸金業者の 73.9%が「これまでどおり事業を継続する」と回答する一方、16.7%が「事業継続についてわからない」、8.7%が「事業継続するものの、新たな貸付を停止する」と回答している。

事業継続が困難および新規貸付を停止した理由では、「上限金利引下げによる収益悪化(66.4%)」、「総量規制の導入(56.1%)」、「貸付先の信用力が低下しているから(37.4%)」、「利息返還請求の負担が重いから(34.6%)」、「資金調達環境が悪化しているから(26.2%)」が上位を占めている。

【図 43 今後の事業継続見通し(複数回答)】



【図 44 事業継続が困難及び新規貸付停止の理由(複数回答)】

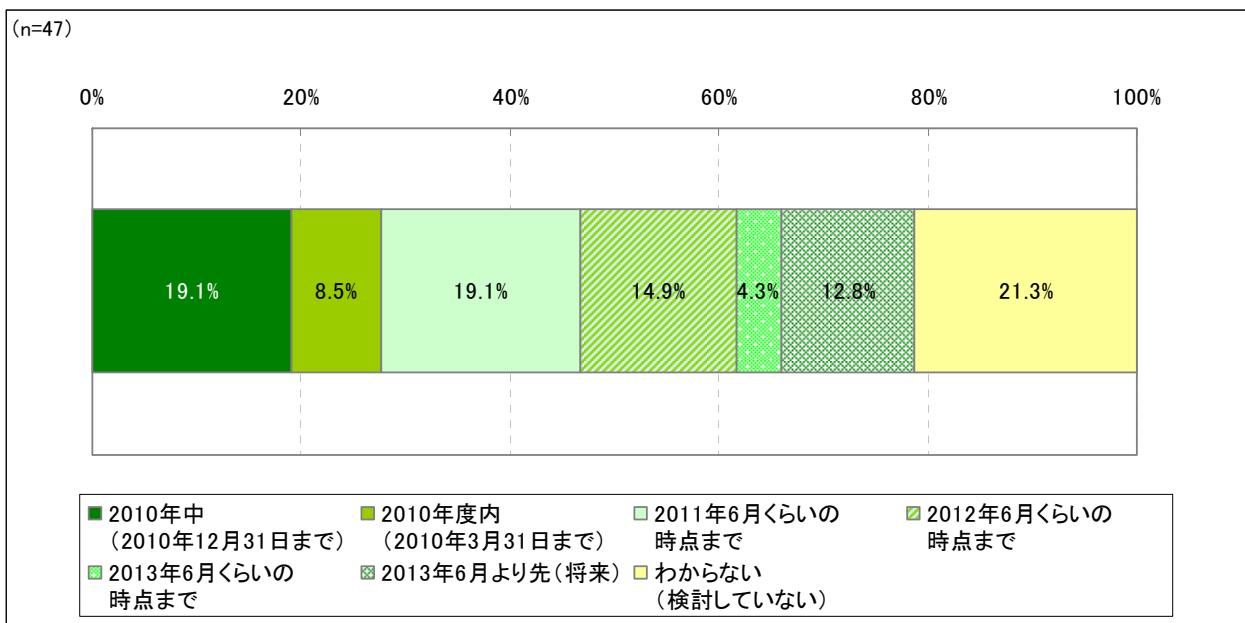


(*) 本設問の対象は、図 43 にて「新たな貸付を停止する」「廃業する」を選んだ回答者

(2) 廃業の手続予定時期

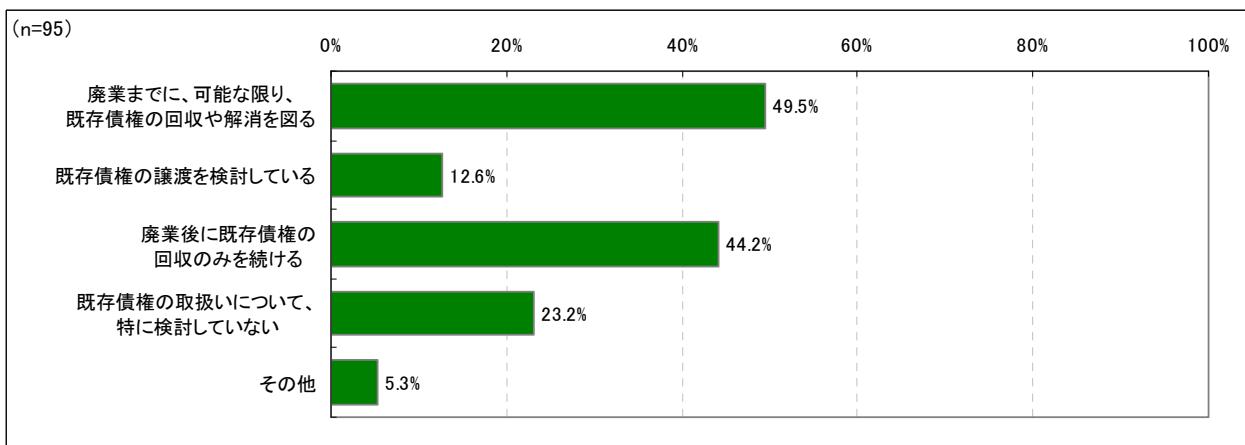
廃業等予定時期を調査したところ、廃業等を予定している貸金業者の 46.7%が、1年以内(2011 年 6 月まで)に廃業を予定している。また、既存債権への対応について、廃業を予定している貸金業者の 49.5%が「廃業後に既存債権の回収のみを続ける」と回答している。

【図 45 廃業等の手続予定時期】



(*) 本設問の対象は、図 43 にて「廃業する」を選んだ回答者

【図 46 既存債権への対応(複数回答)】



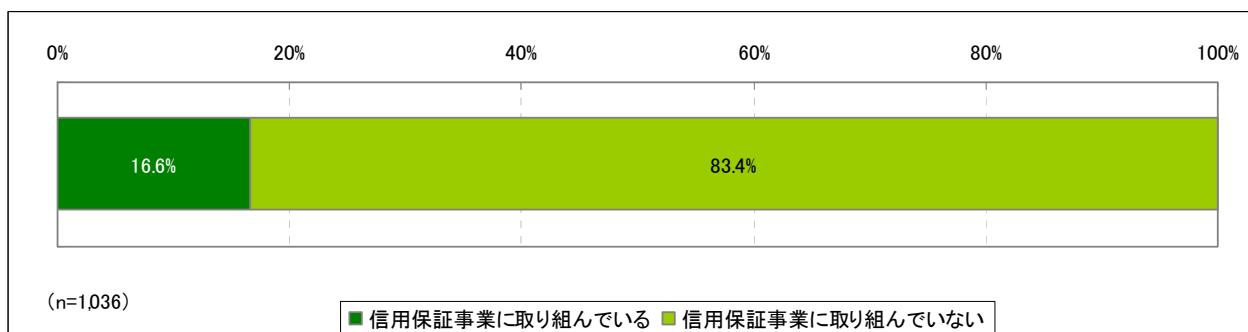
(*) 本設問の対象は、図 43 にて「廃業する」を選んだ回答者

(3) 信用保証事業の実施状況

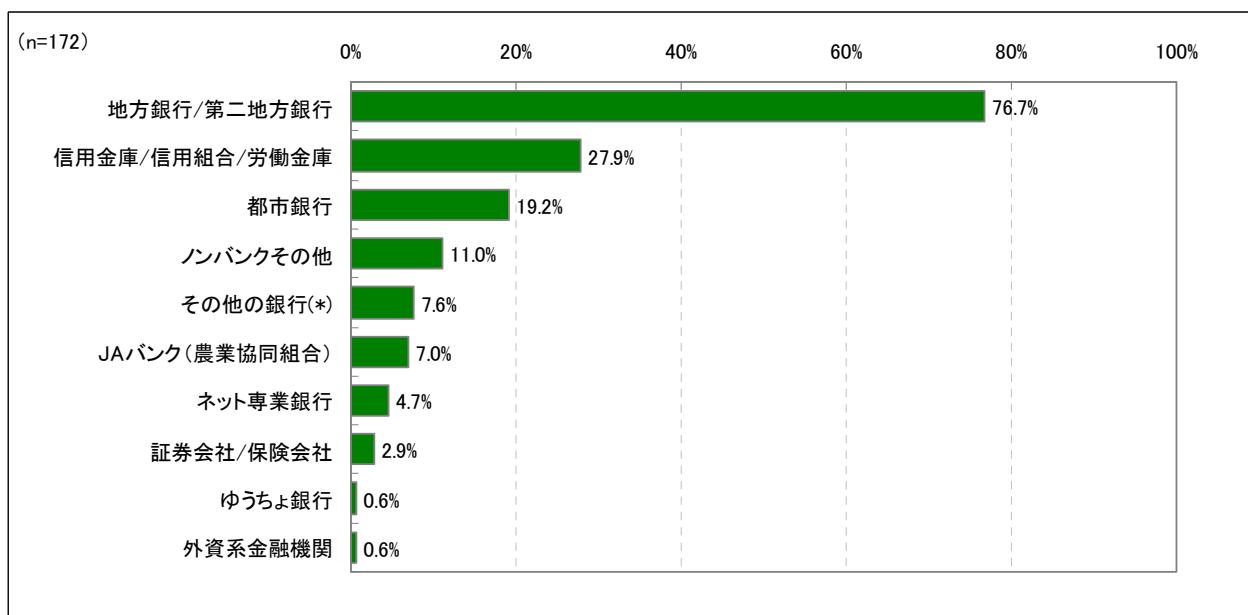
信用保証事業の実施状況を調査したところ、現在、信用保証事業を行っている貸金業者は 16.6%であった。また、現状の信用保証先の比率は、「地方銀行/第二地方銀行」が 76.7%と最も高く、次いで「信用金庫/信用組合/労働金庫」(27.9%)、「都市銀行」(19.2%)と続いている。

今後の信用保証事業の実施見通しについては、大手貸金業者の約半数以上が、地域金融機関（「地方銀行/第二地方銀行」、「信用金庫/信用組合/労働金庫」、「JA バンク」）に対し、取組を「強化・開始する」と回答している（貸金業者全体では、各々、15.3%、8.4%、3.7%）。

【図 47 信用保証事業の実施有無】

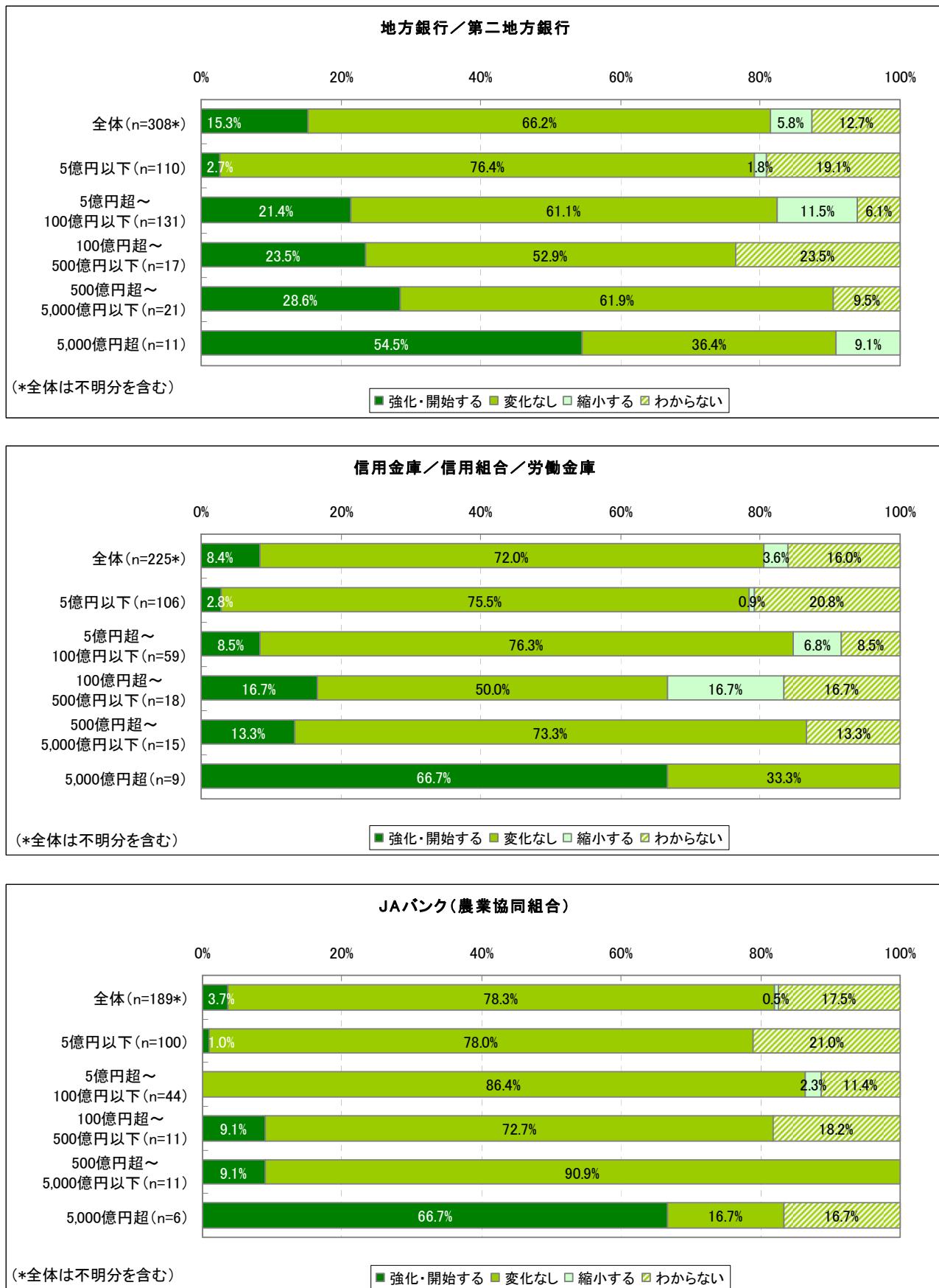


【図 48 信用保証事業実施貸金業者の信用保証先(複数回答)】



(*)「都市銀行」「地方銀行/第二地方銀行」「ネット専業銀行」「ゆうちょ銀行」以外の銀行。

【図 49 地域金融機関に対する信用保証事業実施見通しー貸付残高別】



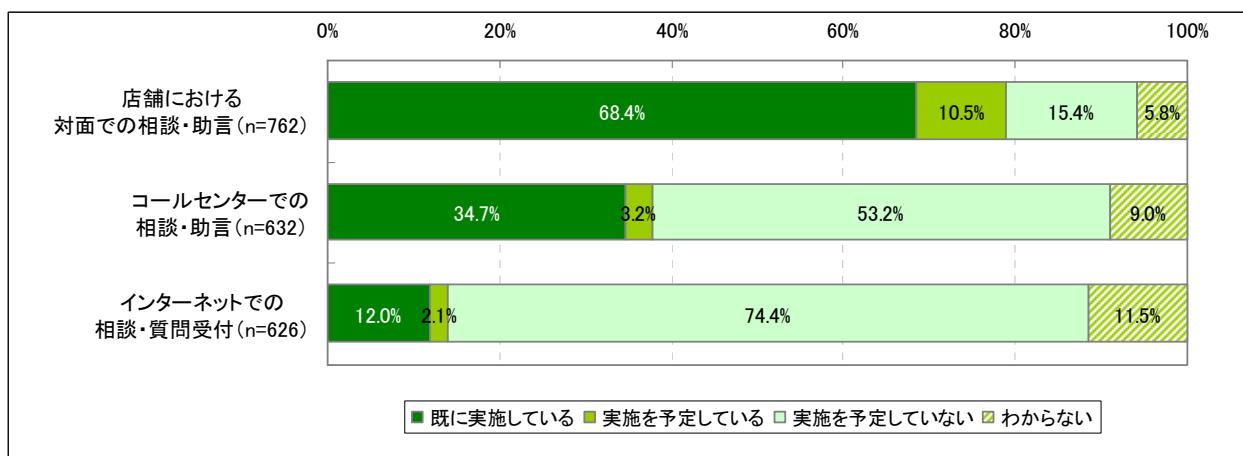
III. 資金需要者等への相談・助言の対応について

11. 資金需要者への相談・助言の対応状況

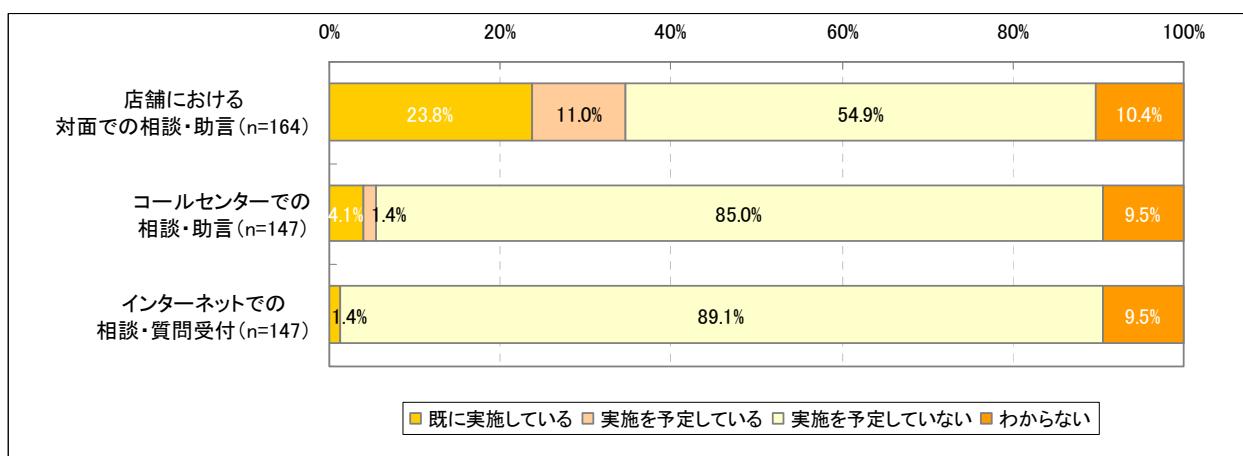
(1) 有人店舗での相談・助言対応状況

「店舗における対面での相談・助言」については、貸金業者(協会員)の 68.4%が「既に実施している」、10.5%が「実施を予定している」と回答している。

【図 50 (協会員調査)有人店舗での相談・助言対応状況】



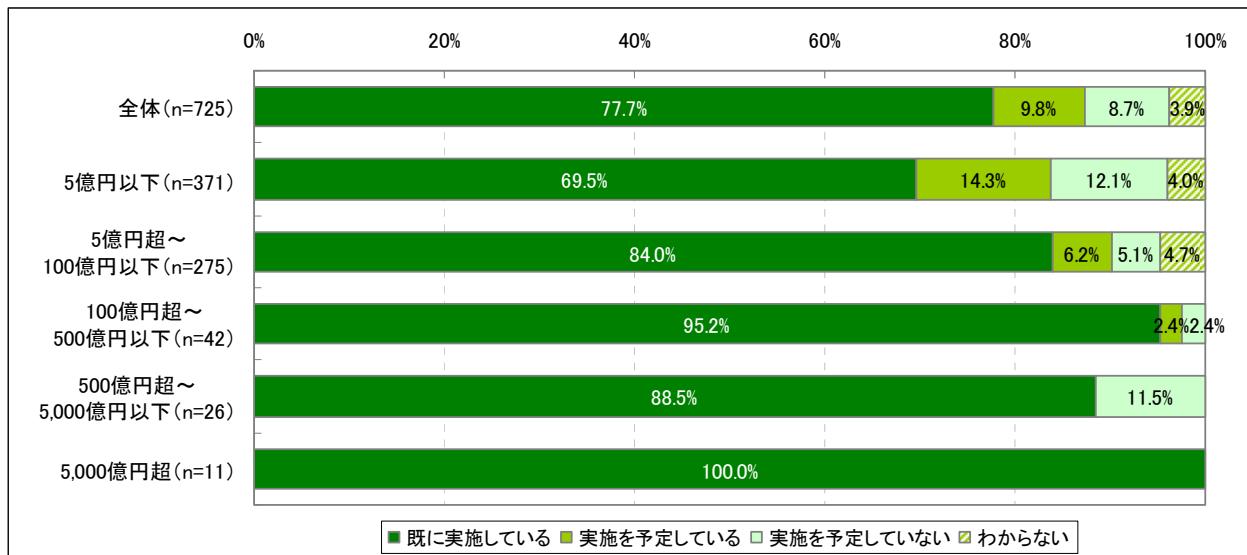
【図 51 (非協会員調査)有人店舗での相談・助言対応状況】



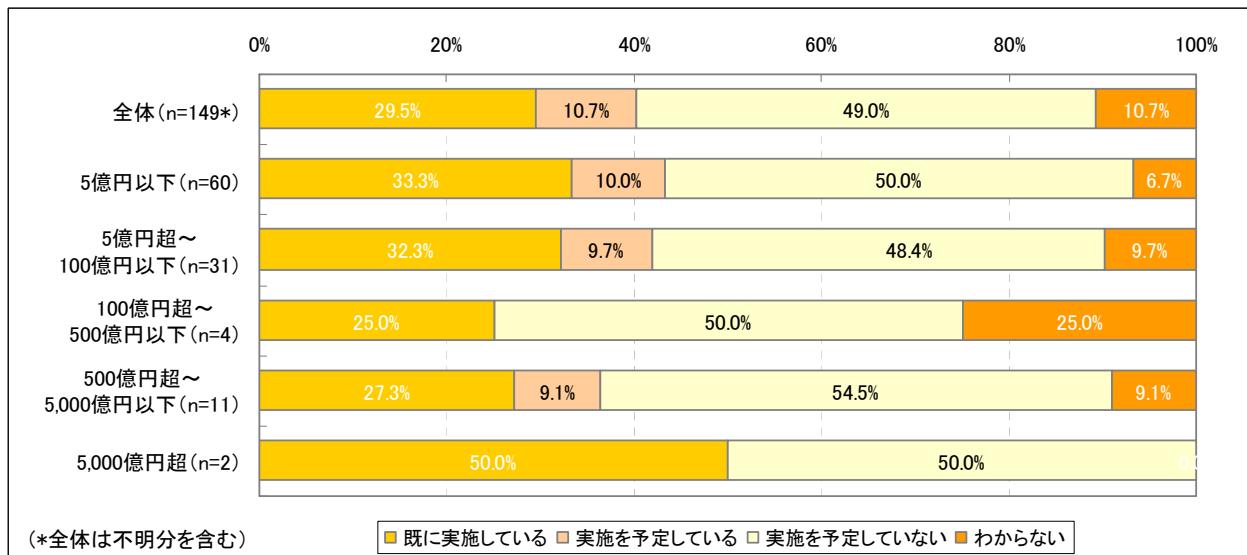
(2) 相談・助言対応の実施内容

相談・助言の実施内容のうち「契約・条件変更に関する相談」については、大手貸金業者では 100%、貸金業者全体では 77.7%が「既に実施している」と回答している。

【図 52 (協会員調査)「契約・条件変更に関する相談」の実施状況－貸付残高別】



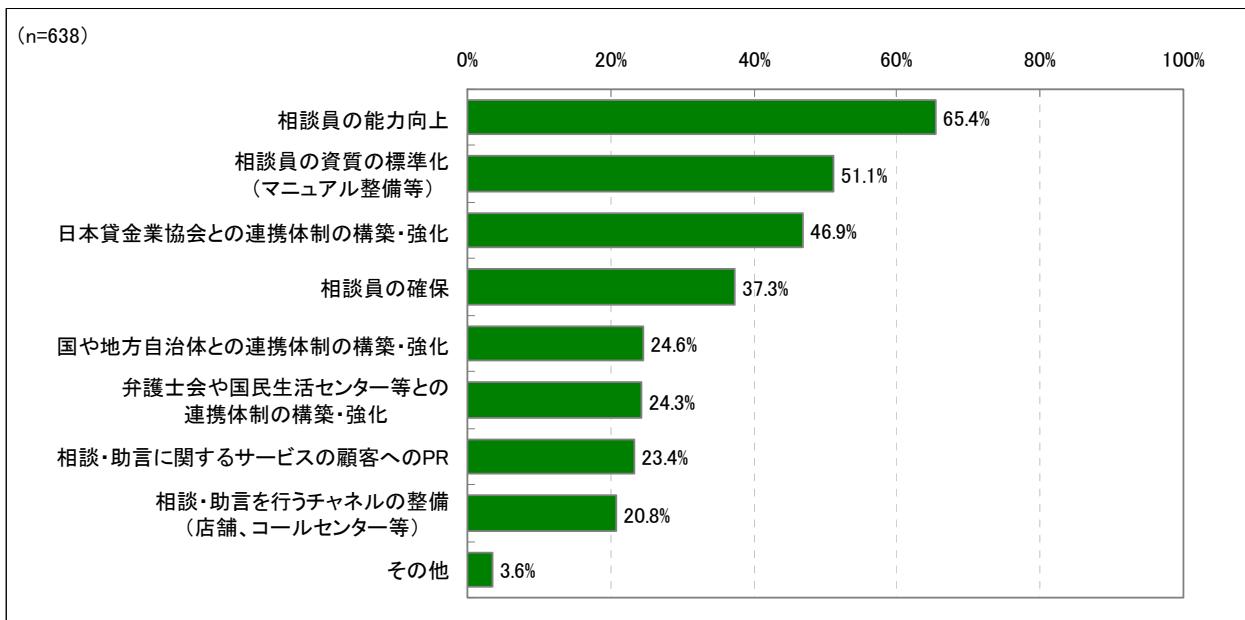
【図 53 (非協会員調査)「契約・条件変更に関する相談」の実施状況－貸付残高別】



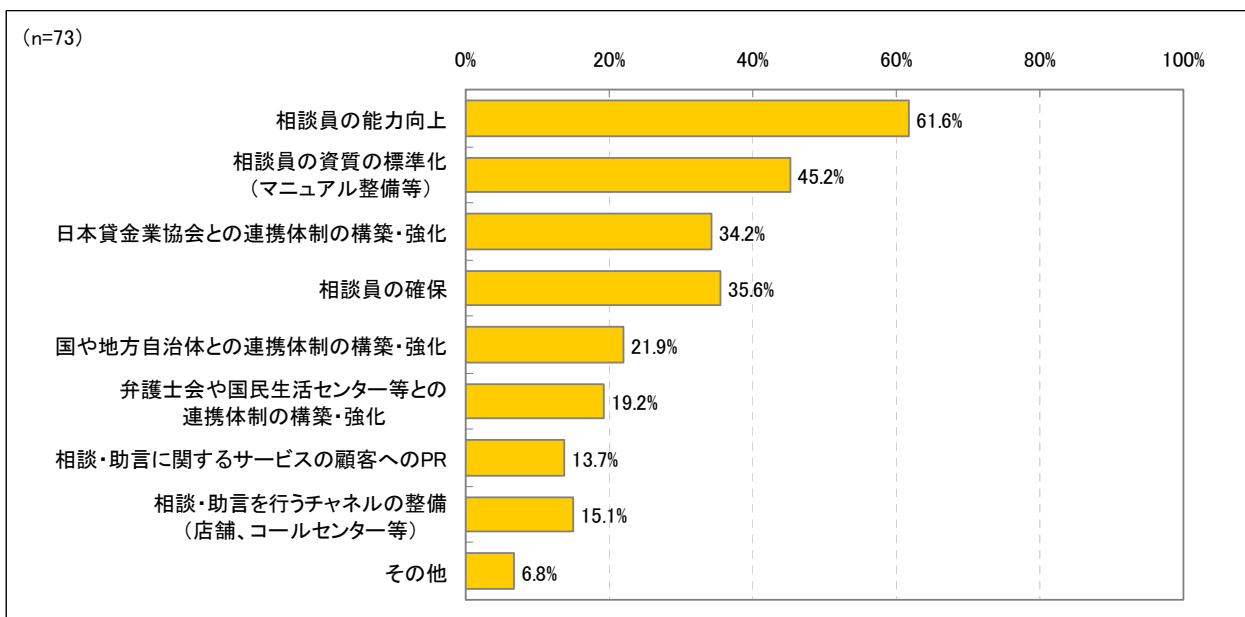
(3) 相談・助言を行う上での課題

今後、相談・助言を推進する上での課題を調査(協会員)したところ、「相談員の能力向上」が65.4%と最も高く、次いで「相談員の資質の標準化(マニュアル整備等)」(51.1%)、「日本資金業協会との連携体制の構築・強化」(46.9%)と続いている。

【図 54 (協会員調査)相談・助言を推進する上での課題(複数回答)】



【図 55 (非協会員調査)相談・助言を推進する上での課題(複数回答)】



以 上